

## 山田町防災会議条例（昭和 40 年 3 月 15 日条例第 204 号）

### （目的）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、山田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### （所掌事務）

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### （会長及び委員）

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 岩手県の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長及び教育長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 消防団長
  - (7) 宮古地区広域行政組合の消防職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
  - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (10) 産業団体の長のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、32 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号から第 10 号までの委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

### （専門委員）

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

### （議事等）

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

### 附 則（平成 24 年 10 月 5 日条例第 9 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後新たに委嘱される改正後の第 3 条第 5 項第 8 号の委員の任期は、改正後の同条第 7 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在職する改正後の同条第 5 項第 9 号及び第 10 号の委員の任期満了の日までとする。

## 山田町防災会議運営規程

(平成 27 年 1 月 30 日 平成 26 年度山田町防災会議議決)

### (趣旨)

第1条 山田町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び山田町防災会議条例（昭和 40 年 3 月 15 日条例第 204 号）に定めるものほか、この規程に定めるところによる。

### (会長の職務代理)

第2条 条例第3第4項に基づき、会長に事故があるときは、山田町副町長がその職務を代理する。

### (防災会議の招集)

第3条 防災会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は必要があると認めたときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

### (代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

### (会長の専決処分)

第5条 防災会議の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会長において、これを処分することができる。

(1) 防災会議において決定すべき事項で、臨時急務を要し、防災会議を招集するいとまがないと認めたときは、これを専決することができる。

(2) 山田町地域防災計画に係る軽微な修正に関すること。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

### (委員の異動報告)

第6条 委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

### (事務局)

第7条 防災会議にその事務を処理するため、総務課危機管理室に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、総務課危機管理室長をもって充てる。

### (補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、防災会議において決定する。

## 三陸沿岸及び本町における災害記録

災害の種類	発生年月日	被害の概要
津 波	貞觀 11(869) 5. 26	大津波発生、溺死者 1,000 人余(陸奥国) マグニチュード 8.6
津 波	慶長 19(1614) 10. 28	南部津軽津波にて男女溺死 3,000 余人 (三陸沖) マグニチュード 8.1
津 波	明治 29(1896) 6. 15	大津波発生、山田町では家屋全半壊、流失家屋 977 戸 死者 2,950 人、負傷者 1,370 人、マグニチュード 7.6 最大波高：岩手県昭和震災誌より ①大沢村 6.57m ②山田町 6.57m ③織笠村 4.39m ④船越村 6.58m ⑤田の浜 9.11m ⑥大浦村 6.87m
火 灾	大正 13(1924) 3. 22	山田地区大火、焼失家屋 120 戸
津 波	昭和 8(1933) 3. 3	大津波発生、山田町では、流失家屋 523 戸、死者 13 人 行方不明者 5 人、負傷者 12 人、マグニチュード 8.5 最大波高： ①大沢村 6.0m ②山田町 4.5m ③織笠村 2.4m ④船越村 6.0m ⑤田の浜 6.0m
火 灾	昭和 22(1947) 12. 29	山田地区大火、焼失家屋 445 戸、被害総額 130,000 千円
津 波	昭和 35(1960) 5. 24 (チリ地震津波)	流失家屋 48 戸 (人員 239 人)、全壊家屋 88 戸 (人員 415 人) 半壊家屋 210 戸 (人員 1,111 人)、床上浸水家屋 911 戸 (人員 5,011 人)、床下浸水家屋 126 戸 (人員 675 人) 被害総額 1,293,134 千円、マグニチュード 8.0 最大波高 : ①織笠 4.0m ②山田 3.1m ③大沢 2.7m
津 波	昭和 43(1968) 5. 16 (十勝沖地震)	被害総額 529,000 千円 (水産関係 503 百万円) マグニチュード 7.9
集中豪雨	昭和 44(1969) 9. 18	床上浸水世帯数 233 件、床下浸水世帯数 851 件 被害総額 113,000 千円
低気圧	昭和 45(1970) 1. 31	被害総額 283,000 千円 (水産関係 269,000 千円)
集中豪雨	昭和 54(1979) 10. 19	床上浸水世帯数 79 件、床下浸水世帯数 242 件、一部破損 4 戸 被害総額 298,000 千円
集中豪雨	昭和 56(1981) 8. 23	床下浸水世帯数 2 件 被害総額 268,000 千円
大 雨	昭和 62(1987) 8. 17~8. 18	観光施設災害 2 件 (被害額 1,000 千円)
大 雨 (台風 13 号)	昭和 62(1987) 9. 17	体育施設設 1 件 (被害額 2,000 千円) 観光施設 1 件

強 風	昭和 62(1987) 11. 24	住家一部破損 1 件、り災世帯数 1 件、人員 2 人
強 風	昭和 63(1988) 3. 13	住家一部破損 1 件、り災世帯数 1 件、人員 4 人
大 雨	昭和 63(1988) 8. 12～8. 14	道路決壊 20 件、橋台洗堀 1 件（被害額 2,000 千円） 農業用施設(道路) 4 件
集中豪雨	昭和 63(1988) 8. 28～8. 30	道路決壊 16 件（被害額 4,000 千円）
大 雨 (台風 17 号)	平成元(1989) 8. 27～8. 28	道路決壊 8 件（被害額 2,720 千円） 船舶破損 3 隻（被害額 130 千円） 都市公園施設 1 件（被害額 200 千円） 農作物 4.1ha（被害額 2,540 千円） 診療所 1 棟（被害額 3,492 千円）
低気圧 波 浪	平成元(1989) 12. 14	船舶破損 3 隻（被害額 500 千円）
大 雨	平成 2 (1990) 4. 23	道路決壊 21 件（被害額 4,694 千円） 河川決壊 1 件（被害額 1,600 千円） 牧草地 7 件（被害額 1,400 千円） 林道決壊 6 件（被害額 2,560 千円）
大 雨 (台風 11 号)	平成 2 (1990) 8. 10	道路決壊 10 件（被害額 10,250 千円）
大 雨	平成 2 (1990) 10. 26	道路決壊 13 件（被害額 9,880 千円） わさび田 1 件（被害額 500 千円）
大 雨	平成 2 (1990) 11. 4	床上浸水 1 戸(織笠細浦地区) 床下浸水 15 戸(豊間根 1 戸、石峠 13 戸、織笠細浦 1 戸) り災人員 53 人 道路決壊 23 件（被害額 12,033 千円） 船舶破損 2 隻（被害額 160 千円） 住家一部破損 1 件 漁具 1 統 牧草地 3 件 パイプハウス 4 棟 林道 18 件（被害額 4,100 千円） 河川 6 件（被害額 19,610 千円） 飲料水供給施設 1 件（被害額 2,000 千円） 田流失 0.12ha（被害額 16,000 千円）

大雨	平成2(1990) 12.1	道路決壊43件(被害額13,550千円) 土砂崩れ1件(船越) 床上浸水9戸(大沢1戸、川向1戸、北浜1戸、織笠3戸、関口1戸、境田2戸) 床下浸水112戸(北浜6戸、川向50戸、飯岡9戸、大沢9戸、豊間根7戸、織笠29戸、山田2戸) 公共施設3件(織笠保育園倉庫、南小学校、ふるさとセンター) 住家以外の建物16件(大沢4件、川向3件、織笠4件、豊間根2件、山田3件) 生活道14件(被害額1,250千円) 河川23件(被害額3,260千円) 土砂崩壊14件(被害額5,770千円) 船舶沈没3隻 牧草地0.1ha 水産施設4件(織笠川、関口川、大沢川、船越湾) 水道施設3件(上水道、簡水、飲料水供給施設、被害額900千円) 橋梁流失2件(轟木橋) 農業用施設1件 法面崩壊2件(北浜、大沢) 住家一部破損1件(大沢)
大雨	平成3(1991) 2.15~2.16	土砂流出1件(町道わかき) 船舶転覆2隻(大浦漁港、小谷鳥漁港) 船舶破損2隻(織笠漁港、被害額8,710千円) 養殖施設446台(犠9、犠・叻・犠437、被害額256,437千円) パイプハウス9棟(被害額585千円) 観光施設1件(被害額6,800千円)
大雨 (台風18号)	平成3(1991) 9.18~9.20	道路決壊12件(被害額89,100千円) 観光施設1件(オートキャンプ場、被害額300千円) 牧草地6件(被害額14,200千円) 農業用水路3件(被害額17,900千円) 農道2件(被害額2,200千円) 林道8件
暴風 (台風19号)	平成3(1991) 9.28	パイプハウス123棟(被害額2,396千円) 水産施設1件(種苗センター、被害額100千円) * 青森県平賀町大被害
大雨 (台風21号)	平成3(1991) 10.13	道路決壊10件(林道2件、町道8件) 河川2件 住家一部破損1戸
津波	平成5(1993) 7.12	北海道西南部地震による津波警報 マグニチュード7.8 被害なし
低気圧	平成5(1993) 8.27~8.28	水産施設2件(被害額80,100千円) コンブ(被害額5,400千円)
暴風	平成6(1994) 2.21~2.22	パイプハウス75棟(全壊21棟、一部破損64棟) 住家一部破損8戸、り災人員42人
大雨	平成6(1994) 9.15~9.16	道路決壊6件(被害額4,300千円) 河川4件(被害額1,650千円)

大雨 (台風 26 号)	平成 6 (1994) 9. 30	田冠水 97ha 道路決壊 4 件 (被害額 29, 930 千円) 床下浸水 11 戸(織笠 6 戸、豊間根 2 戸、山田 3 戸)
津 波	平成 6 (1994) 10. 4～10. 5	北海道東方沖津波 水産関係 (被害額 553, 902 千円) 避難勧告発表 最大波高 70 cm
津 波	平成 6 (1994) 12. 28～12. 29	三陸はるか沖地震による津波警報 避難勧告発令 マグニチュード 7.5 最大波高 60 cm 水産関係 (被害額 9, 122 千円)
津 波	平成 8 (1996) 2. 17～2. 18	ニューギニア付近を震源とする地震による津波警報 マグニチュード 8.5 最大波高 18 cm 被害なし
大雨	平成 10 (1998) 8. 28～9. 1	土砂崩れ 18 件 道路関係 (被害額 59, 429 千円) 河川関係 (被害額 21, 716 千円) その他 (被害額 11, 654 千円) 総雨量 451 mm
大雨	平成 10 (1998) 9. 30～10. 2	床下浸水 6 戸(織笠 2 戸、大沢 1 戸、船越 3 戸) 総雨量 204 mm
大雨	平成 11 (1999) 7. 13～7. 14	道路関係 (被害額 152, 000 千円) 農林関係 (被害額 1, 018, 700 千円) 水産商工関係 (被害額 6, 500 千円) 避難勧告 (北浜地区 15 世帯、織笠地区 184 世帯)
大雨 (台風 3 号)	平成 12 (2000) 7. 8～7. 9	道路関係 (被害額 9, 500 千円) 床下浸水 1 戸(豊間根) 総雨量 221 mm
大雨 (台風 6 号)	平成 14 (2002) 7. 10～7. 11	避難勧告 105 世帯 (北浜地区 40 世帯、関谷地区 15 世帯、織笠地区 50 世帯) 床上浸水 3 戸、床下浸水 31 戸 水産関係 (被害額 4, 500 千円) 道路関係 (被害額 27, 000 千円) 農林関係 (被害額 14, 982 千円) その他 (被害額 16, 000 千円)
大 雪	平成 15 (2003) 3. 7～3. 10	積雪 65 cm 停電戸数 4, 668 戸 水産被害 漁船転覆 4 隻 国道 45 号線は一時通行止め
地 震	平成 15 (2003) 5. 26	三陸南地震 震度 5 弱 マグニチュード 7.0 人的被害軽傷 4 人 家屋被害 53 戸 公共施設 (被害額 92, 366 千円)

暴 風	平成 16(2004) 8.20	倒木 2 件 (被害額 100 千円) 農業被害(野菜、被害額 4,200 千円) トタン屋根剥離 2 件
暴 風 波 浪	平成 16(2004) 8.30	相撲場屋根破損 (被害額 62 千円)
暴 風 波 浪	平成 16(2004) 9.30	停電船越地区約 200 世帯
暴 風 波 浪	平成 16(2004) 11.26	道路被害 (被害額 76 千円) 公園被害 (被害額 71 千円) 漁船転覆 2 隻 住宅屋根瓦飛散 3 件
暴風雪 波 浪	平成 17(2005) 1.16	養殖力キ被害 (被害額 15,160 千円) 停電船越地区 227 世帯 停電船越地区 354 世帯 県道 2 件通行止
波 浪	平成 18(2006) 9.6	小谷鳥漁港護岸流出 (被害額 520 千円) 養殖施設 被害額 408 千円
大 雨 洪 水 暴 風 波 浪	平成 18(2006) 10.6～10.7	家屋被害 1 戸、床下浸水 1 戸(織笠 1 戸) 道路被害等 12 件 (被害額 15,150 千円) 教育施設等被害 3 件 (被害額 923 千円) 農林業被害 8 件 (被害額 2,300 千円) 水産業被害 6 件 (被害額 2,300 千円) 観光施設被害 2 件 (被害額 80 万円) 民間施設 (被害額 173,839 千円)
津 波	平成 18(2006) 10.15～10.16	岩手県沿岸津波注意報 (震源は千島列島) 自主避難 11 人(大沢支部 5 人、山田支部 6 人) 最大波高 29 cm
大 雨 洪 水 暴 風 波 浪	平成 18(2006) 12.26～12.28	家屋被害 1 戸 床上浸水 1 戸(豊間根 1 戸) 床下浸水 11 戸(豊間根 6 戸、織笠 5 戸) 倉庫被害 3 戸 道路被害等 18 件被害額 (76,850 千円) 教育施設等被害 3 件被害額 (923 千円) 農林業被害 11 件被害額 (3,100 千円) 水産業被害 1 件被害額 (300 千円) 民間施設被害 (被害額 450 千円)
津 波	平成 19(2007) 1.13	岩手県沿岸津波注意報 (震源は北太平洋) 避難者なし、最大波高 20 cm
津 波	平成 19(2007) 8.17	太平洋沿岸津波注意報 (震源はペール沿岸) 避難者なし、最大波高 24 cm
大 雨 洪 水 暴 風 波 浪	平成 19(2007) 9.7	床下浸水 4 戸(豊間根 2 戸、山田 2 戸) 通行止め 4 件 断水馬鞍 5 件 自主避難 2 人 (豊間根 1 人、山田 1 人) 農林業被害 9 件 (被害額 1,750 千円) 道路被害等 15 件 (被害額 2,200 千円) 教育施設等被害 1 件 (被害額 630 千円) 民間施設 (被害額 600 千円)

大雨 洪水	平成 19(2007) 9. 17	道路被害等 3 件 (被害額 1,400 千円)
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 20(2008) 5. 20～5. 21	道路被害等 4 件 (被害額 1,400 千円)
地震	平成 20(2008) 6. 14	岩手宮城内陸地震 自主避難 1 人(山田)
地震	平成 20(2008) 7. 24	震度 5 強 軽症 3 人 自主避難 3 人(大沢) 農林業被害 1 件 (被害額 300 千円) 道路被害等 9 件 (被害額 1,250 千円) 教育施設等被害 14 件 (被害額 3,067 千円) 保健福祉関係被害 1 件 (被害額 263 千円) 民間施設 (被害額 620 千円)
大雨	平成 20(2008) 8. 24	道路被害等 1 件 (被害額 100 千円)
大雨	平成 20(2008) 8. 31～9. 1	道路被害等 2 件 (被害額 200 千円)
津波	平成 20(2008) 9. 11	太平洋沿岸津波注意報 (震源は十勝沖) 避難者なし、波高の変化なし
大雨 波浪	平成 21(2009) 4. 26～4. 27	停電 大沢 6 件 道路被害等 6 件 (被害額 950 千円) 小型船舶転覆 (被害額 200 千円)
大雨	平成 21(2009) 6. 6～6. 7	道路被害等 1 件 (被害額 350 千円)
大雨 洪水 暴風 波浪 高潮	平成 21(2009) 10. 8～10. 9	床下浸水 3 戸 (豊間根 1 戸、北浜 2 戸)
暴風雪	平成 22(2010) 1. 1～1. 2	船外機船転覆 1 隻 (被害額 100 千円)
津波	平成 22(2010) 2. 28～3. 1 (チリ地震津波)	大津波警報発表 大沢地区被害 延繩施設 137 台、筏 210 台 山田地区被害 筏 55 台 船越地区被害 延繩施設 18 台 (被害額総額 65,800 千円)
大雨 洪水	平成 22(2010) 4. 28～4. 29	水路閉塞 5 件 (被害額 1,200 千円) 路面流出 2 件 (被害額 300 千円) 法面崩壊 1 件 (被害額 4,000 千円)
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 22(2010) 12. 22～12. 23	床下浸水 1 戸 建設関係被害 10 件 (被害額 5,800 千円) 水産関係被害 107 件 (被害額 10,970 千円)

暴風雪 波浪	平成 22(2010) 12. 30～ 平成 23(2011) 1. 2	農林関係被害 69 件 (被害額 97,595 千円) 水産関係被害 6 件 (被害額 30,790 千円) 簡易水道施設被害 1 件 (被害額 343 千円) 生涯学習施設被害 1 件 (被害額 210 千円)
津波	平成 23(2011) 3. 9	津波注意報 (震度 4 地震発生、震源地は三陸沖) 被害 107 件 (被害額 10,970 千円)
津波 (津波火災)	平成 23(2011) 3. 11 (東日本大震災)	地震発生 14:46 (震源地は三陸沖、震源の深さ 24km、地震の規模マグニチュード 9.0、震度 5 強 (大沢)、役場震度計は震度 5 弱) 大津波警報 14:49 遺体収容者数 604 体 死亡者数 676 人 (うち災害関連死亡者 82 人) (うち外国人死亡者 1 人) 安否不明者及び行方不明者 148 人 仮設住宅建設戸数 1,940 戸 建物被害 3,369 棟 (全壊 2,762 棟、大規模半壊 202 棟、半壊 203 棟、一部損壊 202 棟) 津波の高さ 大沢 10m (遡上高)、山田 8 m、織笠 10m (遡上高)、船越 18m (遡上高)、田の浜 20m (遡上高)、大浦 25m (遡上高)、小谷鳥 ※山田町復興計画より 被害総額 35,435,357 千円 ※津波火災による被害 (東日本大震災で発生した被災地の火災で最大級) ※被害状況等については、H26. 10. 3 現在
大雨 洪水 暴風 波浪 高潮	平成 23(2011) 9. 21～9. 22	被害 6 件 (被害額 19,200 千円)
津波	平成 24(2012) 3. 14	津波注意報 (震度 2 地震発生、震源は三陸沖) 避難勧告発令 避難者 226 人
地震	平成 24(2012) 3. 27	震度 5 弱地震発生 建設関係被害 1 件 (被害額 100 千円) 水道関係被害 2 件 (被害額 200 千円)
暴風	平成 24(2012) 4. 3～4. 4	建物被害 住家 3 戸、非住家 3 戸 (被害額 901 千円) 建設関係被害 2 件 (被害額 770 千円) 農林関係被害 15 件 (被害額 4,455 千円) 水産商工関係被害 23 件 (被害額 20,200 千円) 教育関係被害 3 件
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 24(2012) 5. 3～5. 4	避難勧告発令 避難者 12 世帯 25 人 建設関係被害 20 件 (被害額 37,520 千円) 農林関係被害 10 件 (被害額 12,585 千円)

津 波	平成 24(2012) 8. 31～9. 1	津波注意報（震源はフィリピン付近） 避難勧告発令 避難者 75 人
大 雨 洪 水 暴 風 波 浪 高 潮	平成 24(2012) 9. 30～10. 1	建設関係被害 2 件（被害額 230 千円）
大 雨 洪 水 波 浪	平成 24(2012) 12. 4	建設関係被害 6 件（被害額 860 千円） 農林関係被害 5 件（被害額 3,500 千円） 電話回線不通 130 回線
津 波	平成 24(2012) 12. 7	津波注意報（震度 4 地震発生、震源地は三陸沖） 避難勧告発令 避難者 573 人
津 波	平成 25(2013) 2. 6	津波注意報（震源は南太平洋ソロモン諸島沖） 避難勧告発令 避難者数 1,046 人
暴風雪	平成 25(2013) 3. 2	農林関係被害 1 件（被害額 36 千円）
暴風雪	平成 25(2013) 3. 10～3. 11	負傷者 1 名 農林関係被害 11 件（被害額 5,180 千円）
暴 風 波 浪	平成 25(2013) 4. 6～4. 8	建設関係被害 3 件（被害額 720 千円）
大 雨 洪 水	平成 25(2013) 7. 26～7. 27	自主避難 3 人（田の浜） 床下浸水 2 戸 建設関係被害 12 件（被害額 3,000 千円） 農林関係被害 2 件
大 雨 洪 水 暴 風 波 浪 高 潮	平成 25(2013) 10. 16～10. 17	建物被害 住家 2 戸、非住居 1 戸（被害額 86 千円） 建設関係被害 9 件（被害額 321 千円） 農林関係被害 倒木 5 件 教育関係被害 5 件（被害額 270 千円） 水産関係被害（被害額 15,620 千円） 漁港関係被害 小谷鳥漁港（被害額 700,000 千円）
津 波	平成 25(2013) 10. 26	津波注意報（震度 2 地震発生、震源地は福島県沖） 避難勧告発令 避難者 9 人
暴風雪 大 雪 波 浪	平成 26(2014) 2. 15～2. 17	水産商工関係被害 9 件（被害額 2,360 千円）
暴風雪 大 雪 波 浪	平成 26(2014) 3. 20～3. 21	水産商工関係被害 5 件（被害額 8,065 千円）
津 波	平成 26(2014) 4. 10	津波注意報（震源は南米チリ北部） 避難勧告発令 避難者数 37 人
林野火災	平成 26(2014) 5. 14～5. 19	馬鞍地区林野火災、山林焼失面積 31.23Ha 被害総額 130,000 千円
津 波	平成 26(2014) 7. 14	津波注意報（福島県沖 マグニチュード 6.8 地震発生 山田町震度 1） 避難勧告発令 避難者数 58 人

大雨 (台風 18 号)	平成 26(2014) 10. 6～10. 7	水産商工関係被害 3 件 (被害額 1,200 千円)
大雨 (台風 19 号)	平成 26(2014) 10. 13～10. 14	水産商工関係被害 2 件 (被害額 7,127 千円)
暴風雪	平成 26(2014) 12. 17～12. 18	農林関係被害 3 件 (被害額 592 千円) 水産商工関係被害 2 件 (被害額 1,000 千円)
暴風雪	平成 27(2015) 1. 7	農林関係被害 3 件 (被害額 800 千円) 水産商工関係被害 2 件 (被害額 1,000 千円) 停電 船越地区他 1,059 戸 (最大)
津 波	平成 27(2015) 2. 17	津波注意報 (三陸沖 マグニチュード 6.9 地震発生 山田町震度 3) 避難勧告発令 避難者数 205 人
暴風雪 大 雪 波 浪	平成 27(2015) 3. 9～3. 11	建設関係被害 7 件 (被害額 925 千円) 建物関係被害 1 件 (被害額 1,296 千円)
津 波	平成 27(2015) 9. 18	津波注意報 (震源は南米チリ中部) 避難勧告発令 避難者数 46 人
大雨 暴風 波浪 洪水 高潮 土砂災害 (台風 10 号)	平成 28(2016) 8. 30～8. 31	住家被害 床下浸水 1 棟 水産関係被害 337 件 (被害額 247,579 千円) 漁港施設被害 1 件 (被害額 200,000 千円) 建設関係被害 31 件 (被害額 19,650 千円) 農林関係被害 9 件 (被害額 32,230 千円) 公共施設被害 2 件 (被害額 1,354 千円) 公営住宅等被害 4 件 (被害額 160 千円) 避難準備情報発令 避難者数 91 名
大雨 洪水 暴風	平成 28(2016) 9. 8～9. 9	建設関係被害 28 件 (被害額 73,850 千円) 農林関係被害 14 件 (被害額 14,540 千円) 避難準備情報発令、避難勧告発令 79 人
津 波	平成 28(2016) 11. 22	津波注意報 (福島県沖 マグニチュード 7.3 地震発生 山田町震度 2) 避難勧告発令 避難者数 120 人
大雨 土砂災害 浸水害 洪 水 (台風 5 号)	平成 29(2017) 8. 8～8. 9	避難準備・高齢者等避難開始 避難者数 25 人
大雨 土砂災害 浸水害 洪 水 暴 風 波 浪 (台風 18 号)	平成 29(2017) 9. 17～9. 18	水産関係被害 3 件 (被害額 320 千円) 建設関係被害 47 件 (被害額 81,803 千円) 農林関係被害 1 件 (被害額 400 千円) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告 避難者数 114 人

大雨 土砂災害 浸水害 暴風 波浪 高潮 (台風21号)	平成29(2017) 10.22～10.23	水産関係被害7件（被害額57,068千円） 建設関係被害14件（被害額70,000千円） 避難準備・高齢者等避難開始 避難者数 80人
大雨 土砂災害 浸水害 暴風 波浪 (台風24号)	平成30(2018) 9.30～10.1	非住家被害 倒壊1件 避難準備・高齢者等避難開始 避難者数 100人
暴風 (台風25号)	平成30(2018) 10.7	住家被害 一部損壊 10棟 非住家被害 全壊 5棟 農業施設 (被害額 5,859千円) 土木施設 (被害額 5,242千円) 公営住宅施設 (被害額 2,896千円) 学校施設 (被害額 5,633千円) その他公共施設 (被害額 1,751千円) 停電戸数 町内約2,700戸 (船越、織笠、山田)
大雨 洪水 土砂災害 浸水害 暴風 波浪 高潮 (台風19号)	令和元(2019) 10.12～10.14	住家被害 195棟 (全壊14棟、大規模半壊12棟、半壊51棟、一部損壊118棟) 非住家被害 129棟 (全壊3棟、大規模半壊5棟、半壊4棟、一部損壊117棟) 1時間最大雨量 77.5mm (10月13日午前1時) 累計雨量 343.5mm (10月12日～13日の48時間累計) 避難勧告等の発令状況 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始 (12日午後4時) 【警戒レベル4】避難勧告 (12日午後6時) 【警戒レベル4】避難指示 (緊急) (13日午前0時27分) 【警戒レベル5】災害発生情報発令 (13日午前1時30分) 最大避難者数 311世帯 635人 (10月13日午前5時) 被害総額 3,278,799千円 (令和元年第4回山田町議会定例会行政報告より)
大雨 (土砂災害)	令和2(2020) 9.14～9.15	土木施設関係被害2件 (被害額600千円)
大雨 (土砂災害)	令和2(2020) 9.23	土木施設関係被害1件 (被害額600千円)
大雨 (土砂災害) 暴風 波浪	令和2(2020) 9.25～9.27	土木施設関係被害7件 (被害額1,150千円) 漁港施設関係被害1件 (被害額5,000千円)
大雨 (土砂災害)	令和2(2020) 10.12	土木施設関係被害1件 (被害額5,000千円)

波浪 (台風8号)	令和3(2021) 7.27～7.28	土木施設関係被害1件（被害額500千円） 避難指示等の発令状況 【警戒レベル3】高齢者等避難（27日午後6時） 最大避難者数 88世帯 100人（7月27日午後10時）
--------------	------------------------	---

（資料：山田町津波誌等）

## 自主防災組織の現状

## 1 設置する自主防災組織（令和3年4月1日現在）

NO	地区	組織名	隊員数	地域の世帯数
1	山田	飯岡地区住民自治会	2,270名	973世帯
2		山田中地区自主防災会	5名	125世帯
3		柳沢団地住民の会	7名	49世帯
4		山田中央団地自治会	210名	140世帯
5		県営北浜アパート自治会	2名	62世帯
6	船越	船越地区自治連合会	2,040名	855世帯
7	大浦	大浦自主防災活動推進協議会	240名	278世帯
8	織笠	織笠地区コミュニティ推進協議会	2,094名	915世帯
9	大沢	大沢地区コミュニティ推進協議会	1,768名	690世帯
10	豊間根	八千代地区自治会	84名	80世帯
11		石峠地区自治会	165名	251世帯
合計			8,885名	4,418世帯

※数値は自主防災組織現況台帳調査報告から引用

## 消防力の現況

令和3年12月1日現在

区分 名称	職団員 の 数	指令車 等	ポンプ 車台数	積載車 台 数	小型ポン プ数	管内水利設置数			デジタ ル無線
						消火栓	防火 水槽	プール	
本 団	11	1							1
第1分団	20		1(A-2)		1(B-3)	15	18	1	1
第2分団	24		1(A-2)		1(B-3)	9	5		1
第3分団	27		1(A-2)		1(B-3)	8	12	1	1
第4分団	26		1(A-2)		1(B-3)	18	9	2	1
第5分団	17		1(A-2)		1(B-3)	3	12	1	1
第6分団	17		1(A-2)		1(B-3)	18	6		1
第7分団	20		1(A-2)	1	1(B-3)	23	10	1	1
第8分団	23		1(A-2)		1(B-3)	31	5	1	1
第9分団	19		1(A-2)		1(B-3)	12	4		1
第10分団	29	1	1(A-2)		1(B-3)	27	13	1	1
第11分団	25		1(A-2)	1	1(B-3)	14	13	1	1
第12分団	25		1(A-2)		1(B-3)	9	13	1	1
第13分団	18		1(A-2)		1(B-3)	4	4	1	1
計	301	2	13	2	13	191	124	11	14
山田消防署	31	指導車 2 救急車 2 救助 工作車 1	速消車 1 普通車 1	資機材 搬送車 1	小型動力 ポンプ付 水槽車 1 小型動力 ポンプ 1				固定局 1 基地局 1 移動局 9 携帯局 12
計	31	5	2	1	2				23

・水利は、消防施設整備計画に基づく適合水利数

・その他はプールの数

## 水防資材・器具の備蓄状況

令和3年12月1日現在

倉庫名	場所	備蓄資機材								備考
		スコップ	つるはし	とうが	おの	軽可搬ポンプ	掛矢	担架	土嚢	
船越防災センター	船越	3	1			1	2		500	
消防団(消防防災課)	消防署	20	13	30			7		2,000	
防災備蓄倉庫	織笠	28	21	4					1,200	
災害備蓄倉庫	豊間根	46		7					1,000	

※上記の他に軽可搬ポンプを4基保有（田の浜婦人消防協力隊、大浦婦人消防協力隊、大沢婦人防火クラブ、荒川婦人防火クラブ）

## 林野火災消火機(器)材備蓄状況

令和3年12月1日現在

資機材名 保管場所	小型動力 ポンプ	布製水槽	山林防火 スプレーヤー	空中消火薬剤	背負式 散水装置
山田町消防団	13	3	1	備蓄なし	50

## 【防災施設等整備計画】

## 水防関係施設(水防組織・資機材)

水防組織・資機材は、山田町水防計画により整備されているが、なお一層の万全を期するため組織の強化を図るとともに、資機材の更新、補充のための点検整備を実施するものとし、不足するものについては、順次補充するものとする。

## 海岸防潮堤防設置箇所

(令和2年3月31日現在 岩手県地域防災計画より)

所管別	地区名	堤防延長	堤 高 (T. P)	門	扉	施工年度 (施工者)	摘要
				水門	扉門		
国土交通省 水管理・国土 保全局	船越南地区	420.0	12.80	1	—	昭和45～52 平成26～30	県
水産庁	大沢地区	2,642.5	2.80 4.00	8	15	昭和35～40 昭和42	県
	山田地区	1,744.0	4.00 6.60	1	17	昭和39～41 昭和45～49 昭和61～	県
	織笠地区	1,328.8	4.00 4.80	2	9	昭和36～39 昭和43～46 昭和51～58	町
	大浦地区	1,625.0	4.00 6.60	6	10	昭和36～41 昭和43～45 平成4～	県
	船越地区	1,350.5	8.35	6	13	昭和35～36 昭和50～平成元	県
農林水産省 農村振興局	浦の浜地区	660.0	11.60	1	—	昭和39～49 昭和46～49 平成24～29	県
	小谷鳥地区	367.0	12.80	1	—	昭和41～44 昭和56～57 平成24～28	県
計		10,137.8		26	64		

## 河川水門管理要綱

(岩手県地域防災計画より)

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるものほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるよう維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検すること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれが大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。  
ア 気象予報又は気象警報が発令された場合  
イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合  
ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合
- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は次に掲げるところにより行なうものとする。  
ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう隨時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。  
イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあっては、原則として7月、11月及び翌年3月とする。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。  
ウ 河川水門付近に居住する者の協力を得て洪水等の発生の際河川水門が隨時適切に操作できるようにしておくこと。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成

し、備えておくものとする。

(3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。

ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

(ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

(イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合

ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合

エ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

カ 特に知事が指示した場合

(4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 河川水門付近に河川水門を操作する者を待機させること。

イ 河川水門を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。

ウ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

エ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし避難の時間確保できない恐れがある時は避難を優先すること。

(5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。

(6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。

ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局土木部長又は土木センター所長（以下「広域振興局長等」という。）に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度広域振興局長に報告すること。

(ア) 河川水門の試運転をしたとき。

(イ) 河川水門の異状を発見したとき。

(ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき。

(エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき。

(オ) 警戒勤務態勢を解除したとき。

(7) 前号イ(ア)の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行なうものとする。

（情報連絡）

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（建設大臣等に対する協力要請）

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

※ 様式は省略

## 海岸水門管理要綱

(岩手県地域防災計画より)

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設置されている水門及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これらに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検すること。
- (2) 海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 次に掲げる場合において、津波等による災害が発生する恐れが大きいと認められるときは、関係市町村に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。
  - ア 気象予報又は気象警報が発令された場合
  - イ 潮位に著しい変動がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう隨時巡視点検すること。
  - イ 水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌（様式第1号）を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。

(警戒勤務)

第6 委託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、災害が発生するおそれがあると判断したときは、警戒勤務につき、水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
- (2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
- (3) 海水に著しい変動があったとき。
- (4) 人体に感じる程度の地震が発生したとき。
- (5) 海岸管理者から指示されたとき。

2 警戒勤務態勢時における水門等の操作は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 水門等付近に水門等を操作する者を待機させること。
- (2) 水門等を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
- (3) 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
- (4) 津波等の発生状況を判断し、適切かつ迅速に水門等を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は避難を優先すること。

(警戒勤務の解除)

第7 委託を受けた市町村は、前条の警戒勤務についていた後において、災害が起こるおそれがないと判断したときは、警戒勤務を解除し、水門等を開くものとする。

(報告)

第8 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局土木部長又は土木センター所長（以下「広域振興局長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
- 3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書（様式第3号）を、当該試運転の日後10日以内に所管の広域振興局土木部長に提出しなければならない。
- 4 委託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに電話等で所管する広域振興局土木部長に通報するものとする。
  - (1) 水門等に異常を認めたとき。
  - (2) 第6の規定に基づき、警戒勤務につき、水門等を閉鎖したとき。
  - (3) 第7の規定に基づき、警戒勤務を解除し、水門等を開いたとき。

※ 様式は省略

## 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

(令和3年4月1日現在 岩手県水防計画による)

図面番号	崩壊危険区域名	所在 地	指定面積 (ha)	保全人家戸数 (戸)	地形の状況			指 定 年月日	岩手県告示番号
					勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
1	北浜町	北浜町4番(天上村)	3.91	116	46	600	25.0	S47.10.20	1442
2	和村	織笠第9地割	1.99	22	45	240	20.0	S49.2.1	171
3	森崎	織笠第11地割	1.74	14	50	250	15.0	S62.11.13	969
4	日向脇	船越第11地割	0.40	14	50	140	15.0	H3.11.29	986
5	西川	船越第4地割	0.52	5	40	120	15.0	H12.10.20	753
6	織笠	織笠第1地割	1.03	13	60	185	20.0	H14.7.9	597
7	田の浜	船越第15・16地割	0.35	5	50	125	10.0	H14.7.9	597
8	大沢	大沢第8地割	0.11	23	70	250	15.0	H18.10.20	996
9	田の浜	船越第15地割	1.99	20	40	383.3	33.2	H27.11.20	913
10	織笠 (その2)	織笠第11地割	0.53	0	39.6 ～ 61.5	119.8	16.8	H29.6.23	499
	計	10箇所	12.56	232					

## 土石流危険渓流箇所

(岩手県告示による)

## 二級河川 津軽石川水系 津軽石川

番号	渓流番号	渓 流 名	渓流所在地	人家 戸数	流域 面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示 番号
1	A105014	上野の沢	上野	9	0.07	H22.10.29	860
2	A105015	上野の沢(2)	上野	10	0.04	H22.10.29	860
3	A105201	繫の沢	繫	7	0.11	H22.10.29	860
4	B105201	日当の沢(2)	日当	1	0.17	H30.6.12	482
5	B105202	日当の沢(3)	日当	6	0.24	H30.6.12	482
6	B105203	日当の沢(4)	日当	3	0.23	H30.6.12	482
7	B105207	宇名田の沢	宇名田	4	0.10	H30.6.12	482
8	A105013	日当の沢-1、2	日当	8	0.78	H30.6.12	482
9	A105016	島田の沢	島田	0	0.10	H30.6.12	482

## 二級河川 津軽石川水系 荒川川

番号	渓流番号	渓 流 名	渓流所在地	人家 戸数	流域 面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示 番号
10	A105017	内構の沢	内構	8	0.04	H22.10.29	860
11	A105018	内構の沢(2)	内構	6	0.06	H22.10.29	860
12	A105019	曾根の沢	曾根	8	0.24	H22.10.29	860
13	A105020	羽々の下沢	羽々の下	13	0.33	H22.10.29	860
14	A105021	那智畑の沢	那智畑	7	0.01	H22.10.29	860
15	B104201	福士の沢(2)	福士	4	0.15	H30.6.12	482
16	B104202	福士の沢(3)	福士	3	0.32	H30.6.12	482
17	B104203	福士の沢(4)	福士	1	0.16	H30.6.12	482
18	B105208	馬鞍の沢	馬鞍	1	0.03	H30.6.12	482
19	B105209	馬鞍の沢(2)-1、2	馬鞍	0	0.98	H30.6.12	482
20	B105210	馬鞍の沢(4)	馬鞍	3	0.15	H30.6.12	482
21	B105211	馬鞍の沢(5)	馬鞍	2	0.82	H30.6.12	482
22	B105212	馬鞍の沢(6)	馬鞍	2	0.83	H30.6.12	482
23	B105214	那智畑の沢(4)	那智畑	1	0.29	H30.6.12	482
24	B105215	船石の沢	船石	0	0.59	H30.6.12	482
25	B105216	懸坊の沢	懸坊	4	0.01	H30.6.12	482
26	A104002	福士の沢	福士	4	0.27	H30.6.12	482

二級河川 大沢川水系 大沢川

番号	溪流番号	溪 流 名	溪流所在地	人家戸数	流域面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示番号
27	A117001	新開地の沢	新開地	6	0.06	H22. 10. 29	860
28	A117002	川向の沢	川向	11	0.02	H22. 10. 29	860
29	A117003	川向の沢(2)	川向	6	0.02	H22. 10. 29	860
30	A117004	新開地の沢(2)	新開地	20	0.08	H22. 10. 29	860
31	A117005	新開地の沢(3)	新開地	37	0.14	H22. 10. 29	860
32	B117111	山谷の沢	山谷	3	0.18	H22. 10. 29	860
33	B117112	山谷の沢(2)	山谷	1	0.09	H22. 10. 29	860
34	B117113	山谷の沢(3)	山谷	1	0.03	H22. 10. 29	860
35	B117114	新開地の沢(4)	新開地	3	0.12	H22. 10. 29	860
36	B117115	新開地の沢(5)	新開地	1	0.06	H22. 10. 29	860
37	B117116	新開地の沢(6)	新開地	1	0.03	H22. 10. 29	860
38	B105217	大沢川	山谷	1	2.18	R3. 3. 9	156
39	B105218	山谷の沢(2)	山谷	3	0.07	R3. 3. 9	156

二級河川 川代川水系 川代川

番号	溪流番号	溪 流 名	溪流所在地	人家戸数	流域面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示番号
40	A118102	川代の沢(3)	川代	0	0.16	R3. 3. 9	156

二級河川 関口川水系 関口川

番号	溪流番号	溪 流 名	溪流所在地	人家戸数	流域面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示番号
41	A117007	内野の沢	内野	5	0.35	H22. 10. 29	860
42	A117009	関谷の沢	関谷	6	0.04	H22. 10. 29	860
43	A117010	関谷の沢(2)	関谷	11	0.16	H22. 10. 29	860
44	A117011	関谷の沢(3)	関谷	11	0.07	H22. 10. 29	860
45	A117012	関谷の沢(4)	関谷	9	0.04	H22. 10. 29	860
46	A117013	関谷の沢(5)	関谷	11	0.35	H22. 10. 29	860
47	A117014	関谷の沢(6)	関谷	6	0.05	H22. 10. 29	860
48	A117015	沢田の沢	沢田	11	0.27	H22. 10. 29	860
49	A117016	沢田の沢(2)	沢田	11	0.11	H22. 10. 29	860
50	B117101	関口の沢(2)	関口	2	0.03	H22. 10. 29	860
51	B117102	関口の沢(3)	関口	3	0.06	H22. 10. 29	860
52	B117103	関口の沢(5)	関口	1	0.03	H22. 10. 29	860
53	B117104	内野の沢(3)	内野	2	0.02	H22. 10. 29	860
54	B117105	内野の沢(4)	内野	3	0.17	H22. 10. 29	860
55	B117107	関谷の沢(8)	関谷	1	0.02	H22. 10. 29	860
56	B117108	関谷の沢(9)	関谷	1	0.04	H22. 10. 29	860
57	B117109	沢田の沢(3)	沢田	3	0.14	H22. 10. 29	860
58	A117006	関口の沢	関口	12	0.64	R3. 3. 9	156
59	A117008	内野の沢	内野	6	0.99	R3. 3. 9	156

二級河川 織笠川水系 織笠川

番号	渓流番号	渓 流 名	渓流所在地	人家 戸数	流域 面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示 番号
60	A117017	田子の木沢	田子の木	6	0.03	H22. 10. 29	860
61	A117018	田子の木沢(2)	田子の木	8	0.03	H22. 10. 29	860
62	A117019	田子の木沢(3)	田子の木	10	0.04	H22. 10. 29	860
63	A117020	田子の木沢(4)	田子の木	12	0.11	H22. 10. 29	860
64	A117021	田子の木沢(5)	田子の木	16	0.12	H22. 10. 29	860
65	A117022	馬指野沢	馬指野	5	0.13	H22. 10. 29	860
66	A117023	猿神の沢	猿神	13	0.04	H22. 10. 29	860
67	A117024	猿神の沢(2)	猿神	14	0.05	H22. 10. 29	860
68	A117026	上村の沢	上村	5	0.03	H22. 10. 29	860
69	A117027	上村の沢(2)	上村	11	0.04	H22. 10. 29	860
70	A117028	上村の沢(3)	上村	16	0.03	H22. 10. 29	860
71	A117029	上村の沢(4)	上村	20	0.28	H22. 10. 29	860
72	B117117	落合の沢	落合	3	0.05	H30. 6. 12	482
73	B117118	落合の沢(2)	落合	1	0.19	H30. 6. 12	482
74	B117119	外山の沢	外山	1	0.41	H30. 6. 12	482
75	B117121	田子の木沢(8)	田子の木	5	0.04	H30. 6. 12	482
76	B117123	田子の木沢(10)	田子の木	4	0.12	H30. 6. 12	482
77	B117125	猿神の沢(3)	轟木	6	0.38	H30. 6. 12	482
78	A117025	靈堂の沢	靈堂	1	0.04	R3. 3. 9	156
79	B117124	轟木の沢	轟木	3	0.15	R3. 3. 9	156
80	B117126	新田の沢(3)	新田	1	0.35	R3. 3. 9	156
81	B117127	新田の沢(6)	新田	3	0.06	R3. 3. 9	156
82	B117128	新田の沢(7)	新田	4	0.21	R3. 3. 9	156
83	N482065	織笠第 20 地割 1	織笠第20地割	9	0.03	R3. 3. 9	156

二級河川 織笠川水系 馬指野川

番号	渓流番号	渓 流 名	渓流所在地	人家 戸数	流域 面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示 番号
84	A117030	馬指野沢(2)	馬指野	5	0.05	H22. 10. 29	860
85	A117031	馬指野沢(3)	馬指野	15	0.02	H22. 10. 29	860
86	A117032	馬指野沢(4)	馬指野	14	0.12	H22. 10. 29	860
87	A117033	馬指野沢(5)	馬指野	14	0.06	H22. 10. 29	860

単独水系

番号	渓流番号	渓 流 名	渓流所在地	人家 戸数	流域 面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示 番号
88	A117034	木沢	大沢	22	0.02	H22. 10. 29	860
89	A117035	木沢(2)	大沢	38	0.17	H22. 10. 29	860
90	A117036	川向の沢(3)	川向	20	0.06	H22. 10. 29	860
91	A117037	袴田の沢	袴田	16	0.10	H22. 10. 29	860
92	A117038	大畠の沢	大畠	18	0.30	H22. 10. 29	860
93	A117039	大畠の沢(2)	大畠	35	0.02	H22. 10. 29	860
94	A117040	大畠の沢(3)	大畠	26	0.14	H22. 10. 29	860

単独水系（つづき）

番号	渓流番号	渓流名	渓流所在地	人家戸数	流域面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示番号
95	A117041	大畠の沢(4)	大畠	22	0.06	H22.10.29	860
96	A117042	長崎の沢	長崎	16	0.02	H22.10.29	860
97	A117043	長崎の沢(2)	長崎	34	0.05	H22.10.29	860
98	A117044	船越の沢	船越	11	0.04	H22.10.29	860
99	A117045	船越の沢(2)	船越	19	0.05	H22.10.29	860
100	A117047	船越の沢(4)	船越	6	0.13	H22.10.29	860
101	A117050	田の浜の沢	田の浜	91	0.24	H22.10.29	860
102	A117052	田の浜の沢(3)	田の浜	44	0.14	H22.10.29	860
103	A117053	田の浜の沢(4)	田の浜	33	0.34	H22.10.29	860
104	A117054	田の浜の沢(5)	田の浜	19	0.07	H22.10.29	860
105	A117056	田の浜の沢(7)	田の浜	19	0.38	H22.10.29	860
106	A117059	船越の沢(7)	船越	18	0.10	H22.10.29	860
107	A117060	山之内の沢	山之内	54	0.15	H22.10.29	860
108	A117061	山之内の沢(2)	山之内	42	0.03	H22.10.29	860
109	A117062	山之内の沢(3)	山之内	30	0.04	H22.10.29	860
110	A117063	山之内の沢(4)	山之内	27	0.07	H22.10.29	860
111	A117064	山之内の沢(5)	山之内	6	0.16	H22.10.29	860
112	A117066	関谷の沢(7)	関谷	12	0.10	H22.10.29	860
113	A117101	川向の沢	川向	6	0.09	H22.10.29	860
114	A117102	大畠の沢(5)	大畠	9	0.16	H22.10.29	860
115	A118002	大浦の沢	大浦	9	0.04	H22.10.29	860
116	A118003	大浦の沢(2)	大浦	52	0.06	H22.10.29	860
117	A118004	大浦の沢(3)	大浦	55	0.41	H22.10.29	860
118	A118005	大浦の沢(4)	大浦	29	0.30	H22.10.29	860
119	A118006	大浦の沢(5)	大浦	5	0.20	H22.10.29	860
120	A118007	小谷鳥の沢	小谷鳥	5	0.27	H22.10.29	860
121	A129044	船越の沢(9)	船越	1	0.05	H22.10.29	860
122	A129045	船越の沢(10)	船越	0	0.16	H22.10.29	860
123	A129046	田の浜の沢(8)	田の浜	8	0.03	H22.10.29	860
124	A129047	田の浜の沢(9)	田の浜	45	0.02	H22.10.29	860
125	A129048	田の浜の沢(10)	田の浜	53	0.02	H22.10.29	860
126	A129049	田の浜の沢(11)	田の浜	35	0.03	H22.10.29	860
127	B105204	中井の沢(5)	中井	3	0.05	H22.10.29	860
128	B105205	中井の沢	中井	2	0.06	H22.10.29	860
129	B105206	中井の沢(2)	中井	3	0.20	H22.10.29	860
130	B105213	那智畠の沢(3)	那智畠	1	0.05	H22.10.29	860
131	B117120	田子の木沢(7)	田子の木	4	0.05	H22.10.29	860
132	B117122	田子の木沢(9)	田子の木	4	0.09	H22.10.29	860
133	A117046	船越の沢(3)-1、2、3	船越第6地割	194	0.09	H30.6.12	482
134	A117048	浦の浜沢	浦の浜	0	0.28	H30.6.12	482
135	A117049	浦の浜沢(2)	浦の浜	1	0.19	H30.6.12	482
136	A117051	田ノ浜沢(2)	田の浜	60	0.01	H30.6.12	482
137	A117065	山之内沢(6)	山之内	4	0.02	H30.6.12	482

単独水系（つづき）

番号	渓流番号	渓流名	渓流所在地	人家戸数	流域面積(km <sup>2</sup> )	告示年月日	告示番号
138	A117067	浦の浜沢(4)-1、2	浦の浜	0	0.58	H30.6.12	482
139	A118008	大浦の沢(6)	大浦	0	0.05	H30.6.12	482
140	A129043	船越の沢(8)	船越第2地割	0	0.20	H30.6.12	482
141	B118203	大浦の沢(8)	大浦	1	0.03	H30.6.12	482
142	B118205	小谷鳥の沢(2)	小谷鳥	0	0.14	H30.6.12	482
143	B118206	小谷鳥の沢(3)	小谷鳥	3	0.63	H30.6.12	482
144	A117055	田ノ浜沢(6)	田ノ浜	3	0.03	R3.3.9	156
145	B117129	浜川目の沢	浜川目	1	0.18	R3.3.9	156
146	B117130	浜川目の沢(2)	浜川目	1	0.31	R3.3.9	156
147	B117132	大畠の沢(5)	大畠	3	0.89	R3.3.9	156
148	B117133	浦の浜沢(3)	浦の浜	1	0.02	R3.3.9	156
149	B117135	大畠の沢(6)	大畠	2	0.06	R3.3.9	156
150	B118202	大浦の沢(7)	大浦	0	0.03	R3.3.9	156
151	B118204	大浦の沢(9)	大浦	3	0.15	R3.3.9	156
152	N482021	船越第20地割1	大浦	38	0.26	R3.3.9	156
153	N482022	船越第20地割2	大浦	29	0.08	R3.3.9	156
154	N482029	船越第9地割1	浦の浜	3	0.07	R3.3.9	156
155	N482033	船越第6地割1	船越第6地割	108	0.03	R3.3.9	156
156	N482034	船越第6地割2	船越第6地割	86	0.02	R3.3.9	156
157	N482035	船越第6地割3	船越第6地割	5	0.02	R3.3.9	156
158	N482039	織笠第3地割1	織笠第3地割	1	0.04	R3.3.9	156
159	N482040	織笠第4地割1	織笠第4地割	2	0.04	R3.3.9	156
160	N482042	織笠第5地割1	織笠第5地割	4	0.02	R3.3.9	156
161	N482070	織笠第15地割1	織笠第15地割	6	0.13	R3.3.9	156
162	N482071	織笠第15地割2	織笠第15地割	3	0.01	R3.3.9	156

## 山地災害危険地区

(平成 21 年度岩手県林務部資料による)

## 1 山腹崩壊危険地区

番号	大字	字	人家戸数	公共施設等	危険度	面積(ha)	保安林	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
1	豊間根	島田	1	無	C	2	無	無	無	無	
2	山田	関口	1	無	C	1	無	無	無	無	
3	織笠	草木	4	無	C	1	有	無	無	既成	
4	船越	田の浜		無	B	1	無	無	有	既成	
5	織笠	細浦	5	無	C	1	有	無	有	既成	
6	山田	飯岡	30	2	B	1	無	無	無	既成	
7	織笠	細浦	9	無	B	1	無	無	無	既成	
8	山田	飯岡	3	無	C	1	無	無	有	既成	
9	荒川	福士		無	B	2	無	無	有	既成	
10	荒川	福士		無	B	1	無	無	有	既成	
11	山田	オランダ島		無	C	2	有	無	無	既成	
12	船越	長林		300	A	3	有	無	無	一部	
13	山田	大畠	36	無	A	1	無	無	無	既成	
14	大沢	山谷	14	無	C	0	無	無	無	未	

## 2 崩壊土砂流出危険地区

番号	大字	字	人家戸数	公共施設等	危険度	面積(ha)	保安林	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
1	荒川	福士	7	無	C	0.60	有	無	無	無	一部
2	荒川	福士	7	無	B	0.45	無	無	無	無	無
3	荒川	福士	5	無	B	0.54	無	無	無	無	一部
4	荒川	福士	7	無	B	2.40	無	無	無	無	一部
5	荒川	馬鞍	8	無	B	1.80	無	無	無	無	一部
6	荒川	馬鞍	11	無	A	1.68	無	無	無	無	既成
7	荒川	船石	44	無	A	1.62	無	無	無	無	一部
8	荒川	曾根	43	1	B	0.27	無	無	無	無	無
9	荒川	内構	35	無	A	0.45	無	無	無	無	一部
10	豊間根	繫	16	無	A	2.04	無	無	無	無	一部
11	豊間根	長内	8	無	C	0.63	無	無	無	無	無
12	荒川	船石	22	無	B	0.84	無	無	無	無	無
13	豊間根	山内	16	無	B	1.08	無	無	無	無	無
14	豊間根	日当	20	無	B	0.36	無	無	無	無	無
15	豊間根	日当	23	無	B	0.60	無	無	無	無	無
16	豊間根	新田	25	無	B	0.54	無	無	無	無	無

崩壊土砂流出危険地区（つづき）

番号	大字	字	人家戸数	公共施設等	危険度	面積(ha)	保安林	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
17	荒川	馬鞍		無	C	0.54	無	無	無	無	既成
18	豊間根	上田名部	14	無	B	0.36	無	無	無	無	無
19	豊間根	下田名部	9	無	C	0.84	無	無	無	無	無
20	大沢	大沢	12	1	B	0.45	無	無	無	無	一部
21	大沢	下条	11	1	B	0.45	無	無	無	有	無
22	大沢	袴田	7	1	B	0.30	無	無	無	無	〃
23	山田	内野	6	無	C	1.35	無	無	無	無	既成
24	山田	関口	20	無	A	1.65	無	無	無	無	一部
25	山田	関谷	12	無	B	0.45	無	無	無	無	無
26	山田	関口	10	無	B	0.36	有	無	無	無	既成
27	大沢	大沢	17	無	B	0.54	無	無	無	無	一部
28	大沢	間木戸	27	無	B	1.32	有	無	無	有	一部
29	山田	大畑	30	無	B	0.54	無	無	無	無	無
30	織笠	田子ノ木	11	無	A	1.56	無	無	無	無	一部
31	織笠	靈堂	2	無	C	0.18	無	無	無	無	無
32	織笠	外山	8	無	C	1.56	無	無	無	無	無
33	織笠	馬指野	23	1	B	0.45	無	無	無	無	無
34	織笠	田茂沢	11	1	A	0.45	無	無	無	無	無
35	船越	四十八坂		無	C	0.18	無	無	無	無	無
36	織笠	新田	5	無	C	0.84	無	無	無	無	無
37	織笠	織笠	7	無	C	0.45	無	無	無	無	一部
38	織笠	新田	5	無	B	1.56	有	無	無	無	既成
39	船越	大浦	55	1	A	0.96	無	無	無	無	無
40	船越	大浦	30	1	A	0.72	無	無	無	無	無
41	船越	大浦	15	1	A	0.45	無	無	無	無	無
42	船越	大浦	55	無	B	1.08	無	無	無	無	無
43	船越	小谷鳥		無	C	1.20	無	無	無	無	無
44	船越	海蔵寺	5	1	B	0.48	無	無	無	無	無
45	船越	小谷鳥	4	無	C	0.48	無	無	無	無	無
46	織笠	萩野原		無	C	0.72	有	無	無	有	既成
47	豊間根	上田名部		無	C	1.80	無	無	無	有	無
48	織笠	森	5	無	C	1.62	無	無	無	有	無
49	山田	関谷	11	無	B	0.36	無	無	無	無	既成
50	織笠	轟木	14	無	B	0.06	無	無	無	無	既成
51	荒川	馬鞍	4	無	B	0.31	無	無	無	無	既成
52	豊間根	日当	5	無	C	0.30	無	無	無	有	無
53	船越	牛軒	4	無	C	3.00	無	無	無	無	無

## 消防法に定める指定防火対象物数（消防法第8条）

(令和3年12月1日現在)

業 態 別			数
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1
	ロ	公会堂、集会場	22
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類	
	ロ	遊技場、ダンスホール	1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
	ニ	カラオケボックス	
3	イ	待合、料理店の類	
	ロ	飲食店	5
4	一	百貨店、マーケット、その他の物品販売業者を営む店舗又は展示場	19
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所	9
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	61
6	イ	病院、診療所、助産所	4
	ロ	老人短期入所施設、重症心身障害児施設等	9
	ハ	老人デイサービスセンター、児童養護施設等	9
	二	幼稚園、特別支援学校	2
7	一	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校	6
8	一	図書館、博物館、美術館の類	2
9	イ	公衆浴場、サウナ浴場の類	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
10	一	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	
11	一	神社、寺院、協会の類	7
12	イ	工場、作業場	112
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	
13	イ	自動車車庫、駐車場	4
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	
14	一	倉庫	37
15	一	前各号に該当しない事業場	78
16	イ	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存在する複合用途防火対象物	13
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	9
16の2	一	地下街	
17	一	重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物	
18	一	延長50メートル以上のアーケード	
合 計			410

## 山田町災害対策本部条例（昭和40年3月15日条例第205号）

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、山田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

この条例は、昭和40年3月15日から施行する。

## 山田町災害対策本部規程（令和3年3月12日訓令第3号）

## (目的)

第1条 この規程は、山田町災害対策本部条例（昭和40年山田町条例第205号。以下「条例」という。）第4条の規定により、山田町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部及び支部並びに班
- (2) 現地災害対策本部
- (3) 本部支援室
- (4) 緊急初動特別班

（災害対策副本部長、災害対策本部員）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長、教育長及び技監をもつて充てる。

2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるとき、又は欠けたときは次の順位でその職務を代理する。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 技監

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) 山田町長部局行政組織規則（平成16年山田町規則第9号）に定める課長

- (2) 山田町教育委員会行政組織規則（平成16年山田町教育委員会規則第4号）に定める教育次長及び課長
- (3) 山田町議会事務局規程（平成6年山田町議会訓令第1号）に定める事務局長
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、町の職員のうちから本部員を指名することができる。
- (本部員会議)
- 第4条 本部長は、災害応急対策の重要事項を審議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。
- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。
- 3 本部長は、本部員以外の職員及び部外の関係機関の者を会議に出席させることができる。
- (部)
- 第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置く。
- 2 部に部長及び副部長を置き、部長にあっては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、副部長にあっては同表の右欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 3 部長は上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又部長が欠けたときはその職務を代理する。
- (班)
- 第6条 部に置く班は山田町地域防災計画で定め、班長は当該部の部長が定める。
- (部及び班の分掌事務)
- 第7条 部及び班の分掌事務は、山田町地域防災計画で定める。
- (部の運営)
- 第8条 この規程及び別に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は当該部の部長が定める。
- (支部)
- 第9条 災害の状況等により次の各号に掲げる支部を置く。
- (1) 大浦支部  
(2) 田の浜支部  
(3) 船越支部  
(4) 織笠支部  
(5) 山田支部  
(6) 大沢支部  
(7) 豊間根支部
- 2 支部の設置、支部長等は、別に定める。
- (現地災害対策本部)
- 第10条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置く。
- 2 現地災害対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。  
(2) 災害応急対策を実施すること。  
(3) 関係機関との連絡に関すること。  
(4) その他本部長が特に命じること。
- 3 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する職員をもつて充てる。
- 4 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- (本部支援室)
- 第11条 本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。
- 2 本部支援室に本部支援室長、副室長、班長及び班員を置く。

- 3 本部支援室長は、総務部長をもって充てる。
- 4 副室長は、危機管理室長をもって充てる。
- 5 総務部長は、班長及び班員を総務部にあってはあらかじめ総務部の職員のうちから、総務部以外の部にあたっては関係部長等と協議し当該部内の職員のうちから指名する。
- 6 本部支援室の構成及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(緊急初動特別班)

第12条 勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、本部に緊急初動特別班を置く。

- 2 緊急初動特別班に班長及び班員を置き、総務部長が指名する。
- 3 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(支部連絡員)

第13条 本部に、第9条に掲げる支部との連絡調整並びに情報収集等の事務を行う支部連絡員を置く。

- 2 支部連絡員は、総務部長が指名する。

(配備体制)

第14条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲
第1 配備体制	<p>ア 気象警報等が発表され、避難勧告等を発令する場合</p> <p>イ 町内で震度5弱以上の地震が発生した場合</p> <p>ウ 町内に高潮特別警報若しくは波浪特別警報が発表された場合</p> <p>エ 岩手県に津波注意報又は津波警報が発表された場合</p> <p>オ 地震及び津波並びに火災及び爆発等により相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>カ その他本部長が必要と認めた場合</p>	<p>ア 本部 本部長、副本部長及び本部員</p> <p>イ 支部 支部長、副支部長及び支部員</p> <p>※ 支部員のうち、消防団員となっている職員の対応は、職員の非常招集要領第3を準用する。</p>
第2 配備体制	<p>ア 町内で震度6強又は震度7の地震が発生した場合</p> <p>イ 町内に気象特別警報が発表された場合</p> <p>ウ 岩手県に大津波警報が発表された場合</p> <p>エ 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>オ その他本部長が必要と認めた場合</p>	<p>ア 本部 本部長、副本部長及び本部員、本部支援室職員、支部連絡員</p> <p>イ 支部 支部長、副支部長及び支部員</p>

(本部の廃止)

第15条 本部長は、災害が発生するおそれがなくなったと認められるとき、又はおおむね災害応急対策が終了したと認められるときに、本部を廃止する。

(標識)

第16条 本部の職員が災害応急対策事務に従事するとき及び災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等において別段の定めがある場合のほか、別図の規格による腕章又は表示旗をつけるものとする。

(庶務)

第17条 災害対策本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、本部の活動その他に關し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

※ 別表は省略

## 山田町災害警戒本部設置要領（平成17年7月27日訓令第16号）

## (目的)

第1 この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震の発生等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、山田町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

## (設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 町内で震度4の地震が発生したとき。
- (2) 気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表されたとき。
- (3) 町内で林野火災が発生したとき。
- (4) その他災害警戒の必要があるとき。

## (所掌事務)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び住民への伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位、潮位の変化等の情報の収集に関すること。
- (3) 気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 警戒、巡回活動状況の把握に関すること。
- (5) 幼児、児童、生徒、高齢者及び障害者等の安全確保に関すること。
- (6) その他情報の収集等に関し必要な事項

## (組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長及び本部職員をもって構成する。

2 町内で震度4の地震又は林野火災が発生したときは、本部長は総務課長をもって充て、副本部長は危機管理室長をもって充て、本部員は総務課の職員及び本部長が指名する職員をもって充てる。

3 気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発せられたときは、本部長は総務課長をもって充て、副本部長は財政課長、建設課長、都市計画課長及び消防防災課長をもって充て、本部員は総務課、財政課、建設課、都市計画課及び消防防災課の職員をもって充てる。

4 前2項の規定にかかわらず、状況によって自宅待機等の措置を講ずる。

## (支部の設置)

第5 町内で震度4の地震若しくは林野火災が発生したとき又は気象警報、高潮警報、波浪警報若しくは洪水警報が発せられたときにおいて本部長が災害警戒を特に必要と認めたときは、支部を設置する。

2 正規の勤務時間外に支部を設置する場合は、支部長及び副支部長が参集し、設置する。

3 正規の勤務時間内に支部を設置する場合は、支部長代理が参集し、設置する。ただし、山田支部においては、支部長及び副支部長が参集し、支部を設置する。

4 支部長等は、災害警戒本部との連携及び各地域の情報収集等に努めるものとする。

5 その他支部の設置等に関し必要な事項は、山田町地域防災計画で定める。

## (本部長及び副本部長)

第6 本部長は、部務を統括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(廃止基準等)

第8 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が災害の発生のおそれがなくなったと認めたときに廃止する。

2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、山田町災害対策本部を設置する。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則（平成25年1月15日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

2 - 2 - 2

職員の非常招集要領（平成25年1月15日訓令第2号）

改正 平成29年3月22日訓令第4号

(趣旨)

第1 この要領は、正規の勤務時間外において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対応を講じる必要がある場合における職員の非常招集に関し必要な事項を定める。

(非常招集)

第2 招集する職員の範囲は、次のとおりとする。

(1) 町内で震度4の地震が発生したとき。

ア 本庁に招集する職員は、山田町災害警戒本部設置要領（平成17年山田町訓令第16号。以下「災害警戒本部設置要領」という。）第4第2項に規定する本部長、副本部長及び本部職員に充てられた職員とする。

イ 支部に招集する職員は、支部長及び副支部長に充てられた職員とする。

ウ その他の職員は、自宅待機とする。

(2) 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき、町内に気象特別警報、高潮特別警報若しくは波浪特別警報が発せられたとき又は岩手県内に津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。

ア 本庁に招集する職員は、山田町災害対策本部規程（昭和45年山田町訓令第4号）に規定する部長並びに総務課、財政課及び職員非常招集計画において町長が指名する職員とする。

イ 支部に招集する職員は、支部長及び副支部長に充てられた職員とする。

ウ その他の職員は、職員非常招集計画においてあらかじめ指定された支部又は避難所に招集する。

(3) 町内に気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発せられたとき。

ア 本庁に招集する職員は、災害警戒本部設置要領第4第3項に規定する本部長、副本部長及び本部職員に充てられた職員とする。

イ その他の職員は、自宅待機とする。

(4) その他の招集

その他町長が職員の非常招集の必要を認めた場合は、必要に応じて招集する。

(消防団員となっている職員の対応)

第3 消防団員となっている支部長及び副支部長以外の職員は、震度4の地震が発生したときは、原則として所属の分団屯所に参集するものとする。ただし、消防団本部に所属する職員及び所属分団の管轄外に居住する職員はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、岩手県内に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された

場合においては、第2の規定による災害対応に従事することとする。

- 3 前2項以外の理由により災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、消防団員となっている本部職員以外の職員は、原則として消防団活動を優先する。ただし、消防団本部に所属する職員及び所属分団の管轄外に居住する職員はこの限りでない。
- 4 本部長は、応急対策の実施上、職員に不足が生じた場合又は不足が生じるおそれがある場合は、当該職員の配置について消防防災部長と調整するものとする。

(招集の方法)

第4 招集の方法は、電話、防災行政無線及び放送等によるものとするが、テレビ、ラジオ又はその他により災害の発生等を知った場合は、招集の有無にかかわらず指定された場所へ参集するものとする。ただし、次に掲げる状況などにより指定された場所へ参集できないと判断される場合は、本部若しくは最寄の支部へ参集し、又は安全な場所に待機することとする。

- (1) 岩手県内に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (2) 災害の影響により通行不能となったとき。
- (3) その他災害の影響により身の危険性が高い状況となったとき。

(特例)

第5 次の各号のいずれかに該当するときは、特例として招集しないものとする。

- (1) 休職中の者
  - (2) 他の市町村（職員の旅費、費用弁償に関する条例（平成17年山田町条例第13号）別表第1に規定する甲地方を除く。）に旅行等をしている者
  - (3) 出張中の者（出張期間中の者でもすでに帰宅している者を除く。）
  - (4) 病気休暇中の者
  - (5) 産前産後休暇中の者
  - (6) 育児休業等休業中の者
  - (7) 乳幼児、高齢者又は障がい者等と同居し、当該職員以外に前記の者を避難誘導させる者がいない者であらかじめ町長が承認したもの
  - (8) その他町長が承認した者
- 2 前項第7号により承認された者は、承認の事由となる者の安全が確保されたときは第2の規定による災害対応に従事することとする。
  - 3 第1項第7号又は第8号による承認を受けようとするときは、毎年様式1を町長に提出しなければならない。
  - 4 前項の規定による承認を受けた後、承認の事由に変更が生じたときは、様式2を町長に提出しなければならない。
  - 5 前各項に掲げる特例については、総合防災訓練の場合も適用する。

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

※ 別表は省略

## 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

町では、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」について、それぞれ次のとおり指定しています。

### 【指定緊急避難場所】

- 指定緊急避難場所は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所です。
- 町では、災害対策基本法に定められている異常な現象の種類のうち、災害履歴、災害想定等を勘案し、津波・高潮、地震、洪水・内水氾濫、土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）及び大規模な火事の5つの災害を対象として指定緊急避難場所を指定しています。

### 《表の見方》

○：対象の災害発生時等に指定緊急避難場所となる施設又は場所

×：対象の災害発生時等に指定緊急避難場所に指定しない（基準を満たさない）施設又は場所

NO	地区	指定緊急避難場所	津波・ 高潮	地震	洪水・ 内水氾濫	土砂 災害	大規模 火災
1	大沢	神倉（旧浜川目仮設住宅奥）	○	×	×	×	×
2		切通し	○	×	×	×	×
3		大沢林道	○	×	×	×	×
4		ふるさとセンター	○	×	○	×	×
5		八幡宮	○	×	○	×	×
6		旧大沢小学校	○	○	○	○	○
7		はしば	○	×	×	×	×
8		魚賀波間神社	○	×	○	×	×
9		荷捌所	×	×	×	○	×
10		大沢川向コミュニティセンター	○	○	○	×	×
11		袴田防災センター	○	○	○	×	×
12	山田	三陸沿岸道路※	○	×	×	×	×
13		旧山田北小学校	○	○	○	○	○
14		善慶寺	○	×	○	×	×
15		お寺山	○	×	○	×	○
16		後楽墓地	○	×	×	×	○
17		町道細浦・柳沢線	○	×	×	×	○
18		龍昌寺	○	×	○	×	×
19		中央公民館	○	○	○	○	×
20		中央コミュニティセンター	○	○	○	×	×
21		保健センター	○	○	○	○	×
22		八幡宮	○	×	○	×	×
23		旧山田病院	○	○	○	○	×
24		おぐら山	○	×	×	×	○
25		わんぱく公園	○	×	×	×	○
26		ちびっこ公園	○	×	×	×	○
27		山田小学校	○	○	○	○	○
28		旧さくら幼稚園	○	○	○	○	×
29		山田中学校北側線	○	×	×	×	○
30		伝作裏山	○	×	×	×	×

NO	地区	指定緊急避難場所	津波・高潮	地震	洪水・内水氾濫	土砂災害	大規模火災
31	山田	山田魚市場	×	×	×	○	×
32		荷捌所	×	×	×	○	×
33		山田町まちなか交流センター	○	○	○	○	○
34	織笠	町民グランド	○	○	○	○	○
35		山田中学校	○	○	○	○	○
36		旧織笠小学校	○	○	○	○	○
37		織笠保育園	○	×	○	×	×
38		織笠コミュニティセンター	○	○	○	○	○
39		県立山田高等学校	○	○	○	○	○
40		館	○	×	×	×	○
41		旧轟木小学校	○	○	○	○	○
42		三陸沿岸道路※	○	×	×	×	×
43	船越	長林コミュニティセンター	○	○	×	○	×
44		船越防災センター	○	○	○	○	×
45		船越保育園	○	×	○	×	×
46		山の内生活改善センター	○	×	○	×	×
47		船越家族旅行村多目的広場	○	○	×	×	○
48		B&G山田海洋センター	○	×	○	○	○
49	田の浜	船越小学校	○	○	○	○	○
50		八幡宮	○	×	○	○	×
51		田の浜コミュニティセンター	○	○	○	×	×
52		瑞然寺	○	×	○	×	×
53		壇の洞墓地	○	×	×	×	○
54		船越湾漁協事務所	×	×	×	○	×
55		船越湾魚市場	×	×	×	○	×
56		町道浦の浜・田の浜線	○	○	○	○	×
57	大浦	霞露嶽神社	○	×	○	×	×
58		秀全堂	○	×	○	×	×
59		林道大浦線	○	×	×	×	×
60		大浦漁村センター	○	○	○	×	×
61		旧大浦小学校	○	○	○	○	○
62		荷捌所	×	×	×	○	×
63		小谷鳥コミュニティセンター	○	○	○	○	×
64	豊間根	豊間根小学校	○	○	○	○	○
65		旧荒川小学校	○	○	○	×	○
66		荒川農業構造改善センター	○	○	○	×	×
67		わかば幼稚園	○	×	○	○	○
68		旧豊間根中学校	○	○	×	○	○
69		田名部林業担い手センター	○	○	○	○	×

※三陸沿岸道路については、三陸国道事務所が整備した3箇所（関谷高架橋付近、山田IC付近及び織笠高架橋付近）の津波避難階段及び溜り場を避難場所として指定

## 【指定避難所】

- 指定避難所は、災害が発生した際、避難を必要とする方や自ら居住の場所を確保することが困難な方等を一時的に受け入れる施設です。
- 町では、災害対策基本法に基づき、被災者の生活の場となることを踏まえ、十分な面積を有していることや想定される災害による影響が比較的少ない場所にあることなどを勘案し、避難所を指定しています。

### 《表の見方》

- ：避難指示等の発令において初度の段階で優先的に開設する施設
- ◎：初度開設施設で収容人数を超える場合又は開設の必要性が発生した場合に開設する施設

NO	地区	指定避難所	洪水・内水氾濫・土砂災害		津波・高潮		地震
			高齢者等避難	避難指示	注意	警報	
1	大沢	ふるさとセンター			○	○	
2		旧大沢小学校	○	○	◎	◎	◎
3		大沢川向コミュニティセンター			○	○	◎
4		袴田防災センター			◎	◎	◎
5	山田	保健センター	○	○	○	○	◎
6		中央コミュニティセンター			○	○	◎
7		中央公民館	○	○	○	○	◎
8		旧山田北小学校	○	○	○	○	◎
9		旧さくら幼稚園	○	○	○	○	◎
10		山田小学校		◎	○	○	◎
11		山田町まちなか交流センター			◎	◎	◎
12	織笠	旧織笠小学校	○	○	○	○	◎
13		織笠コミュニティセンター	○	○	○	○	◎
14		山田中学校	○	○	○	○	◎
15		県立山田高等学校		◎	◎	◎	◎
16		旧轟木小学校	○	○	○	○	◎
17		轟木児童館		◎	○	○	◎
18		猿神農業担い手センター				○	
19		田子の木生活改善センター				◎	
20		馬指野集落センター				◎	◎
21		織笠外山ブロックセンター				◎	◎
22	船越	船越防災センター	○	○	○	○	◎
23		船越保育園			◎	◎	
24		長林コミュニティセンター			◎	◎	◎
25		山の内生活改善センター		◎	◎	◎	
26		B & G山田海洋センター	○	○	○	○	
27	田の浜	船越小学校	○	○	◎	◎	◎
28		田の浜コミュニティセンター			○	○	◎
29	大浦	旧大浦小学校	○	○	◎	◎	◎
30		大浦漁村センター			○	○	◎
31		小谷鳥コミュニティセンター		◎	◎	◎	◎

NO	地区	指定避難所	洪水・内水氾濫・土砂災害		津波・高潮		地震
			高齢者等避難	避難指示	注意	警報	
32	豊間根	荒川農業構造改善センター					◎
33		旧荒川小学校	○	○			◎
34		わかば幼稚園		◎			
35		豊間根小学校	○	○			◎
36		田名部林業担い手センター		◎			◎
37		旧豊間根中学校	○	○			◎

## 医療機関一覧表

番号	医療機関名	住所及び電話番号	診療科目	病床数	ヘリ搬送の可否
1	岩手県立山田病院	山田町飯岡 1-21-1 ☎82-2111	内科・外科・整形外科・小児科・眼科・リハビリテーション科	50	否
2	近藤医院	山田町飯岡 9-23-1 ☎82-3328	内科・整形外科・小児科・リハビリテーション科・循環器内科	0	否
3	後藤医院	山田町長崎 4-12-10 ☎82-6690	皮膚科、泌尿器科	0	否
4	木澤歯科医院	山田町長崎 4-14-6 ☎81-1188	歯科・小児歯科	0	否
5	留理歯科医院	山田町豊間根 2-105-1 ☎86-3718	歯科・歯科口腔外科	0	否
6	内館歯科医院	山田町飯岡 2-1-60 ☎090-3469-2676	歯科・小児歯科	0	否

## 宮古医師会災害医療救助隊設置要領

### (目的)

宮古医師会は、天災又は不慮の災害により宮古、下閉伊地区内市町村内に傷病者が多発した場合、岩手県及び各市町村災害対策本部長の要請に基づき地区内住民の医療救助活動を行う。又岩手県医師会長や岩手県又は各市町村災害対策本部長の要請ある場合や、宮古医師会長の発意によって他地域にも出動して救助活動を行う。

救助活動を行うのは集団災害であって、台風、豪雨、地震、津波、爆発、火災、交通災害、工事災害、その他これに類する突発的大事故により、一時に多数の傷病者が発生した場合をいう。

### (組織及び編成)

第1条 本救助隊は本部を設置し、本部は宮古医師会内におく。

第2条 本部内に対策委員会をおき、本部員がその任に当たり、救助対策の企画、研究を行い常にその内容の充実につとめる。

第3条 本救助隊は、宮古医師会員をもって構成する。必要に応じて医療職員の応援を求めることができる。

第4条 本救助隊には隊長1名、副隊長2名をおき、会長、副会長がその任に当たる他、本部は当該担当理事及び医師会職員をもって構成する。

第5条 本救助隊は、医師会員を8班に分けて構成するが、その編成は別に定める。

### (医療救急救助活動)

第6条 本救助隊長は、災害発生により、医療救助活動の必要を認めた時は、速やかに各班に救助の出動を指令する。更に必要ありと認めた時には、隊員を県もしくは市町村の災害対策本部に派遣する他、各都市医師会長にも必要な報告、連絡を行う。

第7条 各班長は、出動指令を受けた時には、直ちに各会員に伝達し、速やかに救助活動を開始する。

第8条 救助活動の伝達連絡に必要あるときは、消防本部の救急医療情報システム及び救急車の無線電話、報道機関等の協力を要請する。

第9条 出動隊員は、負傷者に応急処置を行い、負傷の程度に応じて各救急医療機関に搬送させる。出動した各班長は状況を確認し、本部に報告し、必要在る場合には増員を要請する。

第10条 重傷者収容医療機関は、本対策委員会の調査に基づく重要受諾医療機関がこれに当たる。

### (報告)

第11条 救護活動終結後、出動会員、収容医療機関は、その詳細を書面で本部に報告するものとする。

### (医薬品及び医療器具)

第12条 救助活動に必要な医薬品、医療材料は別に定める。

### (補則)

第13条 医療救助者の活動中の死傷時の補償は、別に定める。

第14条 活動終結後に本部に報告する書式は、別に定める。

第15条 本条文は、必要に応じて変更することがある。

第16条 この要領は、昭和63年10月4日より施行する。

## 災害救助法を適用した場合の医療及び助産救助

### 1 救助対象者

#### (1) 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病状態にあるにもかかわらず災害のため医療の方途を失った者

#### (2) 助産救助

災害発生時（おおむね発生前後7日以内）に分娩した者であって、災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含むものとする。）

### 2 実施方法

#### (1) 実施者

原則として、県本部長と委託契約している日本赤十字社岩手県支部等が編成する救護班が実施するものとする。被災者の傷病の程度により医療施設（県資料編3-16-2）に収容する必要がある者については、最寄の施設に収容して救助を行うものとする。

#### (2) 救護所の設置

救護班は、次に掲げる場所に救護所を設置するものとする。

ア 被災者の収容所の付近

イ 被災者の居住地域から交通に便利な位置

ウ その他適当な場所

#### (3) 巡回救助

救護班は、救護所において行う医療、助産の救護の徹底を期することができないと認めたときは、被災地域又は被災者の居住場所を巡回して救助を行うものとする。

### 3 救護期間

医療及び助産の期間は、原則として次のとおりとする。

区 分	救 護 期 間
医 療 救 護	災害発生の日から14日以内
助 産 救 護	分娩した日から7日以内

### 4 救助の範囲

#### (1) 医療救助

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

#### (2) 助産救助

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

### 5 費用の限度

#### (1) 医療

ア 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 一般の病院又は診療所による場合 社会保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合 当該地域における協定料金の額以内

#### (2) 助産

ア 救護班、産院その他の医療機関による場合 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

## 医薬品等調達先一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
船越菊屋薬局	山田町船越 6-32-76	84-2455
佐藤薬局	山田町豊間根 2-105-1	86-2889
クローバー薬局飯岡店	山田町飯岡 9-37-14	81-1730
山田中央薬局	山田町川向町 7-8	82-4750
山田調剤薬局	山田町飯岡 1-21-2	65-7087

## 山田町管内ドクターへリ ランデブーポイント

GPS番号	名称	住所	緯度(WGS84)	経度(WGS84)	所有者・管理者
3301	旧山田町立大浦小学校	山田町船越 20-10	39. 26 31N	142. 00 36E	山田町長
3303	岩手県立陸中海岸青少年の家	山田町船越 2-42	39. 25 37N	141. 59 00E	岩手県知事(所長)
3304	旧山田町立轟木小学校	山田町織笠 20-22	39. 26 19N	141. 55 49E	山田町長
3306	旧山田町立荒川小学校	山田町荒川 4-77-1	39. 32 12N	141. 54 19E	山田町長
3308	岩手県立山田高等学校	山田町織笠 8-6-2	39. 27 00N	141. 56 60E	山田高等学校長
3309	旧山田町立山田北小学校	山田町山田 14-21	39. 28 42N	141. 56 57E	山田町長
3310	山田町立豊間根小学校	山田町豊間根 7-58-1	39. 31 33N	141. 55 45E	山田町長(豊間根小学校長)
3313	山田町立船越小学校	山田町船越 10-45	39. 25 38N	141. 58 58E	山田町長(船越小学校長)
3314	山田消防署	山田町飯岡 1-21-4	39. 27 27N	141. 57 04E	宮古地区広域行政組合管理者宮古市長
3315	旧山田町立豊間根中学校	山田町豊間根 3-181-3	39. 31 47N	141. 55 31E	山田町長
3316	旧山田町立大沢小学校	山田町大沢 6-51	39. 29 12N	141. 58 20E	山田町長

※上記のうち、岩手県立山田高等学校、旧山田町立山田北小学校、旧山田町立豊間根小学校、山田町立船越小学校の4か所は、岩手県防災ヘリ緊急時離着陸場にも指定されている。

## 災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局长通知）第4章第10（以下「要領」という。）の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 災害救助用米穀の供給に係る要請

##### (1) 要請の連絡（第1報）

- ① 市町村の災害救助用米穀の緊急引渡しに係る担当部署（以下「市町村」という。）は、災害救助用米穀の供給が必要な場合は、岩手県農林水産部流通課流通改善担当（以下「県」という。）（別紙1の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX又はメールで連絡する。
- ② 市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）（別紙2の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX又はメールで連絡する。
- ③ 市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、県に連絡すること。

##### (2) 要請書の送付

- ① 市町村は、(1)の①の電話連絡後は、速やかに別紙3の要請書を岩手県農林水産部長に郵送により提出する。
- ② 市町村は、(1)の②の電話連絡後は、速やかに別紙3の要請書を総合食料局長に郵送により提出する。

#### 2 災害救助用米穀の供給に係る調整

生産局は、1の要請を受け、県または市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

#### 3 災害救助用米穀の引渡し

市町村は、災害救助用米穀を、政府が所有する米穀の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）から直接引渡しを受けた際は、受託事業体が発行する受領書と、市町村長が発行する受領書（別紙4）を交換する。

#### 4 保管料の負担

災害救助用米穀の保管料は、引渡しの当日分から、災害救助用米穀の引渡しを受けた市町村長が負担する。

#### 5 災害救助用米穀の受領数量の報告

市町村長は、災害救助用米穀の受領が完了したときは、県に対し別紙5により速やかに受領数量を報告する。

#### 6 代金納付契約の締結

- (1) 岩手県知事は、市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合、市町村長に代わってその代金を生産局長に支払う。

- (2) 岩手県知事と市町村長は、災害救助用米穀の引取代金について別紙6により「災害救助用米穀等代金納付契約」（以下「代金納付契約」という。）を締結する。
- (3) 災害救助用米穀の価格は、要領の1の(2)ウにより決定される。
- (4) 岩手県知事は、生産局長と「政府所有主要米穀売買契約」を締結後、速やかに、代金納付契約書（別紙6）を市町村長に2部送付する。
- (5) 市町村長は、送付された代金納付契約書の内容を確認し、記名、押印の上、岩手県知事に返送する。
- (6) 岩手県知事は、返送された代金納付契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を市町村長に送付する。
- (7) 岩手県知事は、代金納付契約の締結後、速やかに納額告知書の発行手続きを行う。

## 7 災害救助用米穀の取引代金の納付

市町村長は、岩手県知事が発行する納額告知書によって、納付期限までに取引代金を納付する。

なお、納付期限は、岩手県知事が定める。

※ 別紙は省略

## 山田町指定給水装置工事事業者一覧表（町内）

(令和3年10月1日現在)

番号	指定工事業者名	所 在 地	電話番号
1	山田ガス有限会社	山田町長崎三丁目 2-29	82-2986
2	有限会社斎藤設備	山田町豊間根 3-285	86-3373
3	篠澤管工業有限会社	山田町船越 10-36-4	84-3644
4	有限会社佐藤建業	山田町大沢 3-9-9	82-9832
5	有限会社最上商店	山田町豊間根 3-33	86-2622
6	木村水道工事店	山田町境田町 20-2	080-1665-3292
7	株式会社堀合建設	山田町長崎四丁目 12-26	82-5151
8	吉川建設株式会社	山田町石峠 4-37-10	86-2635
9	鈴木設備	山田町大沢 9-26-1	82-3462
10	有限会社川村建設	山田町船越 6-86-13	84-3340
11	サト一設備	山田町山田 19-129	82-0126
12	有限会社藤沢組	山田町長崎二丁目 5-18	82-3094
13	有限会社菊池重機	山田町船越 6-87-12	84-3091
14	株式会社越田工業	山田町織笠 22-55	82-0494
15	株式会社港建設	山田町船越 6-32-95	84-3939
16	上林建設株式会社	山田町織笠 12-1-1	82-0916
17	泉金物産株式会社山田営業所	山田町川向町 7-30	82-3557
18	有限会社岩手向陽設備山田営業所	山田町中央町 509-11	65-7702

## 水道施設工事業者一覧表（町内）

(令和3年10月1日現在)

番号	水道施設工事業者名	所 在 地	電話番号
1	有限会社佐藤建業	山田町大沢 3-9-9	82-9832
2	佐々総業株式会社	山田町境田町 11	77-3503
3	有限会社斎藤設備	山田町豊間根 3-285	86-3373
4	有限会社最上商店	山田町豊間根 3-33	86-2622
5	篠澤管工業有限会社	山田町船越 10-36-4	84-3644
6	有限会社藤沢組	山田町長崎二丁目 5-18	82-3094
7	株式会社堀合建設	山田町長崎四丁目 12-26	82-5151
8	株式会社港建設	山田町船越 6-32-95	84-3939

## 山田地区建設業会防災組織図

事務局 山田地区建設業会 会長 阿 部 誠 二 TEL:0193-82-2932 FAX:0193-82-6136
---

地区担当	名称及び電話番号	重機・資機材保有状況		
豊間根	(有)片岩建設 86-2113	ローダー	0.3~0.5 m <sup>3</sup> 級	5台
			0.6~1.0 m <sup>3</sup> 級	2台
	吉川建設(株) 86-2635		1.0~2.6 m <sup>3</sup> 級	3台
			2.7 m <sup>3</sup> 級以上	3台
	(株)斎藤工業所 86-2250	バックホー	0.22 m <sup>3</sup> 級以下	12台
			0.25~0.45 m <sup>3</sup> 級	12台
	(有)斎藤設備 86-3373		0.7 m <sup>3</sup> 級以上	13台
	富山建設(有) 86-2192	ダンプトラック	2~3t 級	11台
			4~7t 級	9台
			8~11t 級	21台
	松下技建(株) 86-3420	ユニック	2~4t 級	6台
			5~8t 級	3台
	(有)最上商店 86-2622		9t 級以上	1台
山 田	陸中建設(株) 86-2451	仮設便所		6台
		発電機(三相)	5kw~10kw	14台
			20kw~50kw	2台
	(有)佐藤建業 82-9832	水中ポンプ	2インチ	8台
			3~4インチ	9台
	箱石建設 82-2337		5~8インチ	5台
			9インチ以上	1台
		自走式破碎機	コンクリート	1台
			木質	1台
		自走式スクリーン	2選別	1台
			3選別	1台
		モーターグレーダー	3.1m	2台

	上林建設(株) (株)阿部興業 佐々総業(株) M I Y A B I (株)	82-0916 65-8830 77-3503 77-5302	発電機（三相） 水中ポンプ	5kw～10kw 20kw～50kw 2 インチ 3～4 インチ 5～8 インチ 9 インチ以上	6 台 11 台 11 台 11 台 8 台 2 台
船 越	(有)金浜建設 (株)佐々木組	84-2908 84-2659	ローダー	0.3～0.5 m <sup>3</sup> 級 1.0～2.6 m <sup>3</sup> 級	3 台 3 台
			バックホー	0.22 m <sup>3</sup> 級以下 0.25～0.45 m <sup>3</sup> 級	8 台 4 台
	篠澤管工業(有)	84-3644	ダンプ トラック	2～3t 級 4～7t 級	4 台 4 台
				8～11t 級	1 台
	(有)西川建設 (株)港建設	84-2904 84-3939	ユニック	2～4t 級 5～8t 級	1 台 1 台
			仮設便所		6 台
			発電機（三相）	5kw～10kw 20kw～50kw 60kw 以上	3 台 3 台 1 台
			水中ポンプ	2 インチ 3～4 インチ 5～8 インチ	3 台 3 台 1 台
大 浦	(有)川村建設 (有)菊池重機	84-3340 84-3091	ローダー	0.6～1.0 m <sup>3</sup> 級 1.0～2.6 m <sup>3</sup> 級	2 台 4 台
			バックホー	0.22 m <sup>3</sup> 級以下 0.25～0.45 m <sup>3</sup> 級 0.7 m <sup>3</sup> 級以上	2 台 2 台 3 台
			ダンプ トラック	2～3t 級 4～7t 級 8～11t 級	2 台 2 台 3 台
			ユニック	2～4t 級	1 台
			仮設便所		2 台

## 仮設住宅建設仕様書

**1 面 積** 1戸当り 29.7 平方メートル（9坪）の場合

**2 建設敷地**

- (1) 建設敷地は、平坦なる場所を選定するものとする。
- (2) 敷地地均しは、周囲地盤より 15 cm内外高めに敷均すこと。周囲に雨水等が停留しないよう溝を設けるものとする。

**3 構造概要**

- (1) 軽量鉄骨造 5連戸建
- (2) 基礎 杭打 松丸太杭打 未口 90=900 @910 根入 603
- (3) 床 束〃〃〃〃〃〃〃〃
- (4) 土 台 松 75×75 防腐剤塗布
- (5) 大 引 軽量形網 C-75×46×15×1.6
- (6) 小屋組 切妻とし軽量形網

**4 仕上概要**

- (1) 屋根 長尺カラー鉄板瓦棒葺 #31 合板ベニヤ張 厚3 T 1 (パネル工法)
- (2) 外壁 カラー鉄板張 #31 (パネル工法)
- (3) 内壁 合板ベニヤ張 厚3 T 1 但し台所は石膏ボード 厚9  
間仕切壁は両面合板ベニヤ張 厚2.7 T 2 但し台所側は石膏ボード 厚9
- (4) 天井 合板ベニヤ張 厚3 T 1 但し台所は石膏ボード 厚9
- (5) 床 パネル工法 (台所、便所、居室一部、居室一畳敷8畳)
- (6) 押入 中棚、カーテンレール付

**5 建具概要**

- (1) 木製ベニヤフラッシュ戸 (玄関、便所)
- (2) 簡易スチールサッシ引違ガラス戸 (居室)

**6 付帯設備**

- (1) 電気設備 居室、台所、便所各1箇所ずつ笠付電灯 (100W・60W・40W)  
居室、台所各1箇所ずつコンセント、電力計1棟1箇所
- (2) 給水設備 台所1箇所、給水管配管は外部へ1m出るものとする。
- (3) 排水設備 台所1箇所、排水管配管は外部へ1m出るものとする。
- (4) その他の設備 流しコンロ台はKJ品使用、水洗又は汲み取り式 (汲み取り式は簡易水洗型、便器は洋式、給排気口)

**7 後片付** 現場は後片付けを十分に行うこと。

**8 注意事項** 金物等資材は有効に使用し努めてこれを節約すること。

本書に記載なき事項 (冷暖房設備等含む) は、係員の指示によること。

## 防疫薬剤調達先一覧表

名 称	住 所	規 模	電話番号
船越菊屋薬局	山田町船越 6-32-76	薬 局	84-2455
佐藤薬局	山田町豊間根 2-105-1	薬 局	86-2889

## し尿処理業者一覧表

(令和3年4月1日現在)

名 称	住 所	電話番号	台数	積載量 (kℓ)
有限会社三陸衛生社	山田町織笠 25-125-2	82-2476	3	8.9
貫洞衛生社	山田町飯岡 6-14-2	82-3027	3	9.2
有限会社マリン衛生社	山田町八幡町 10-4	81-2555	2	4.8
(株)コバヤシ	山田町飯岡 2-110-1	82-3030	3	10.3

## 災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準

### 1 障害物除去の対象者

障害物の除去の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた者
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者
- (4) 住家の半壊又は床上浸水した者

### 2 実施の方法

町本部長が賃金職員又は技術者を動員して行うものとする。

### 3 除去の対象者

半壊、床上浸水世帯数の 15%以内とする。

### 4 費用の限度

除去に必要な機械、器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費は災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 3 条の 1 の規定により知事が定める額とする。

### 5 実施期間

災害発生の日から 10 日以内

## 火葬場

火葬場名称	経営者	所 在 地	電話番号	基數	燃料
やまだ斎苑	山田町	山田町山田 1-10	82 - 6878	2	灯油

葬儀場一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
(株) J A ライフセレモ 宮古山田葬祭センター	山田町長崎四丁目 12-11	82-4746
(有) 町民葬祭 葬祭会館 想月	山田町中央町 1-5	82-5858

## 災害救助法による学用品支給基準

災害救助法による教科書、文房具等学用品の支給の基準は、次によるものとする。

### 1 支給対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

### 2 支給品目及び費用の基準

#### (1) 教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材を支給するための実費とする。

#### (2) 文房具及び通学用品

文房具＝ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等の類  
通学用品＝カサ、カバン、長靴等の類

費用の基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 3 条の規定により知事が定める額とする。

### 3 支給期間

#### (1) 教科書及び教材 災害発生の日から 1 か月以内

#### (2) 文房具及び通学用品 災害発生の日から 15 日以内

ただし、交通、通信の途絶等により期間内に支給が困難と認められるときは、町本部長は、県本部長に対し期間延長の申請をし、県本部長が厚生労働大臣の承認を得て期間の延長ができるものとする。

## 電力施設現況一覧表

(岩手県地域防災計画による)

## 1 変電所

事業者名	変電所名	所 在 地	認可出力 (KVA)
東北電力 (無人)	山 田	山田町山田 13-72-2	15,000

## 2 電力センター

事業者名	所 在 地	電話番号
東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター (旧営業所)	宮古市築地二丁目 2-33	63-9058
東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター (旧技術センター)	宮古市太田一丁目 3-7	62-4602

## 排水設備指定工事店一覧表

(令和3年12月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	山田ガス有限会社	山田町長崎三丁目 2-29	82-2986
2	鈴木設備	山田町大沢 9-26-1	82-3462
3	有限会社藤沢組	山田町長崎二丁目 5-18	82-3094
4	有限会社斎藤設備	山田町豊間根 3-285	86-3373
5	株式会社港建設	山田町船越 6-32-95	84-3939
6	有限会社佐藤建業	山田町大沢 3-9-9	82-9832
7	吉川建設株式会社	山田町石峠 4-37-10	86-2635
8	篠澤管工業有限会社	山田町船越 10-36-4	84-3644
9	株式会社越田工業	山田町織笠 22-55	82-0494
10	泉金物産株式会社	山田町川向町 7-30	82-3557
11	サト一設備	山田町山田 19-129	82-0126
12	木村水道工事店	山田町境田町 20-2	82-2430
13	有限会社最上商店	山田町豊間根 3-33	86-2622
14	株式会社オオマチ住設	山田町織笠 14-60-18	82-5044
15	有限会社川村建設	山田町船越 6-86-13	84-3340
16	有限会社菊池重機	山田町船越 6-87-12	84-3091
17	株式会社堀合建設	山田町長崎四丁目 12-26	82-5151
18	富山建設有限会社	山田町豊間根 4-115-20	86-2192

(所在地が山田町にあるものを表示)

## 生活福祉資金

資金の種類			貸付対象	根拠法令	貸付条件				
					貸付限度額 (貸付期間)	措置期間	返済期間	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金	生活費	・生活再建までの間に必要な生活費用	低所得者世帯	（二人以上） 月 20万円以内 (単身) 月 15万円以内 ○貸付期間は原則3月として、 最長 12月まで延長可	最終貸付日 から 6月以内	据置期間 経過後 10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証 人なしでも 貸付可	
	雑費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		40万円以内	貸付けの日 (生活支援費 とあわせて貸 し付けている 場合は、生活 支援費の最終 貸付日)から 6 月以内				
	一般生活費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等		60万円以内					
福祉資金	福祉費	・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 等	生活福祉資金貸付制度要綱 (平成 21 年7月 28 日厚生労働省発社 援 0728 第 9号)	低所得者世帯 障がい者世帯 高齢者世帯 生活保護世帯	・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用 580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	据置期間 経過後 20年以内 ※対象経費 により目安 あり	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証 人なしでも 貸付可	
緊急小口資金		・緊急かつ一時に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	低所得者世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	10万円以内	貸付けの日から 2月以内	12月以内	無利子	不要	

教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	低所得者世帯 生活保護世帯	(高校) 月3.5万円以内  (高専) 月6万円以内  (短大) 月6万円以内  (大学) 月6.5万円以内	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	原則不要※ 世帯内で連 帯借受人が 必要
	奨学費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費						
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	高齢者世帯 厚生労働省発社 援0728第9号	資金貸付 制度要綱 (平成21年7月28日) ※宅地の評価額が1,000万円以上であることが条件  ○貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	年3%、又は 契約終了後 3月以内	据置期間 終了時 原則一括返済	毎年4月1日時点の長期アリートのいずれか 低い利率	必要※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金						

### 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が、</p> <p>1人世帯 220万円以内</p> <p>2人世帯 430万円以内</p> <p>3人世帯 620万円以内</p> <p>4人世帯 730万円以内</p> <p>5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内。</p> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年9月18日法律第82号)</p>	<p>対象被害及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>(1) 家財の3分の1以上の損害 150万円</p> <p>(2) 住居の半壊 170万円</p> <p>(3) 住居の全壊((4)を除く) 250万円</p> <p>(4) 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>(1) 1と2の(1)が重複した場合 250万円</p> <p>(2) 1と2の(2)が重複した場合 270万円</p> <p>(3) 1と2の(3)が重複した場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 10年(措置期間を含む)</p> <p>3 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>4 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>5 延滞利率 年10.75%</p>

## 災害復興住宅資金

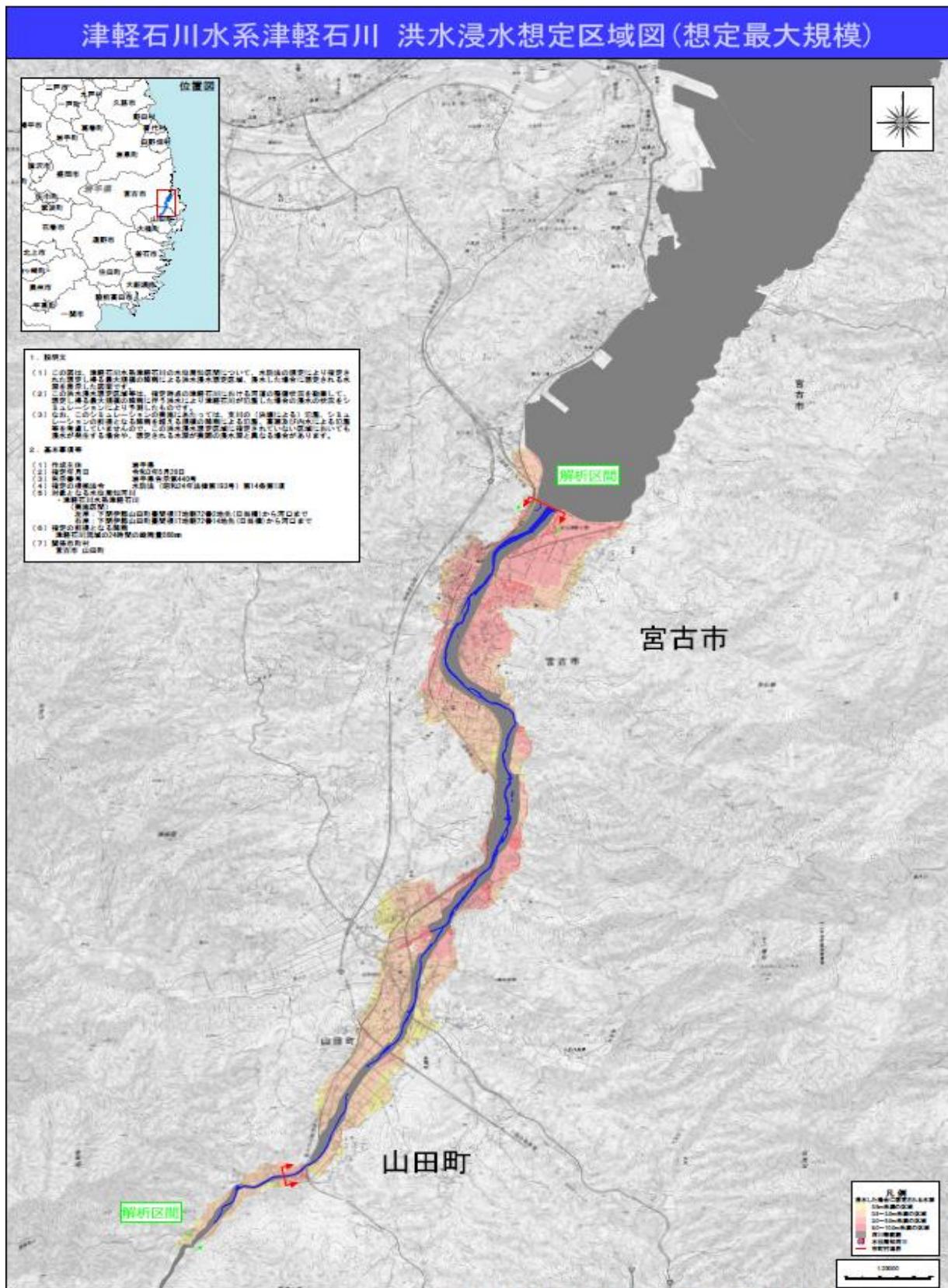
貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「独立行政法人住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設 ・住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた方。 ・融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50m<sup>2</sup>(共同建ての場合には30m<sup>2</sup>)以上175m<sup>2</sup>以下の住宅 ※その他、独立行政法人住宅金融支援機構が定める基準を満たすことが必要</p>		<p>1 基本融資額 (1) 建設資金 1,650万円 (2) 建設資金の特例加算額 510万円 (3) 土地取得資金 970万円 (4) 整地資金 440万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内(この期間返済期間を延長する。) 2 返済期間 耐火構造 35年以内 準耐火構造 35年以内 木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 3 利子 固定金利 4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
<p>2 購入 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた方。 ・融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50m<sup>2</sup>(共同建ての場合には30m<sup>2</sup>)以上175m<sup>2</sup>以下の住宅 ※その他、独立行政法人住宅金融支援機構が定める基準を満たすことが必要</p>	独立行政法人 住宅金融支援 機構法(平成 17年7月6 日法律第82 号)	<p>1 基本融資額 (1) 新築家屋 2,620万円 (2) リユース(中古)住宅、リユース(中古)マンション 2,320万円 (3) リユースプラス(中古)住宅、リユースプラス(中古)マンション 2,620万円 ※土地取得資金の970万円を含む 2 特例加算額 510万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内(この期間返済期間を延長する。) 2 返済期間 リユース 25年以内 リユースプラス 35年以内 3 利子 固定金利 4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
<p>3 補修 居住するために住宅を補修される方で、「り災証明書」の発行を受けた方が対象</p>		<p>1 基本融資額 (1) 補修資金 730万円 (2) 移転費 440万円 (3) 整地資金 440万円 (2)と(3)をあわせて融資する場合の合計額の限度額 440万円</p>	<p>1 返済期間 1年以内(返済期間は延長しない。) 2 償還期間 25年以内 3 利子 固定金利 4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>

## 重要水防箇所及び警戒箇所一覧表

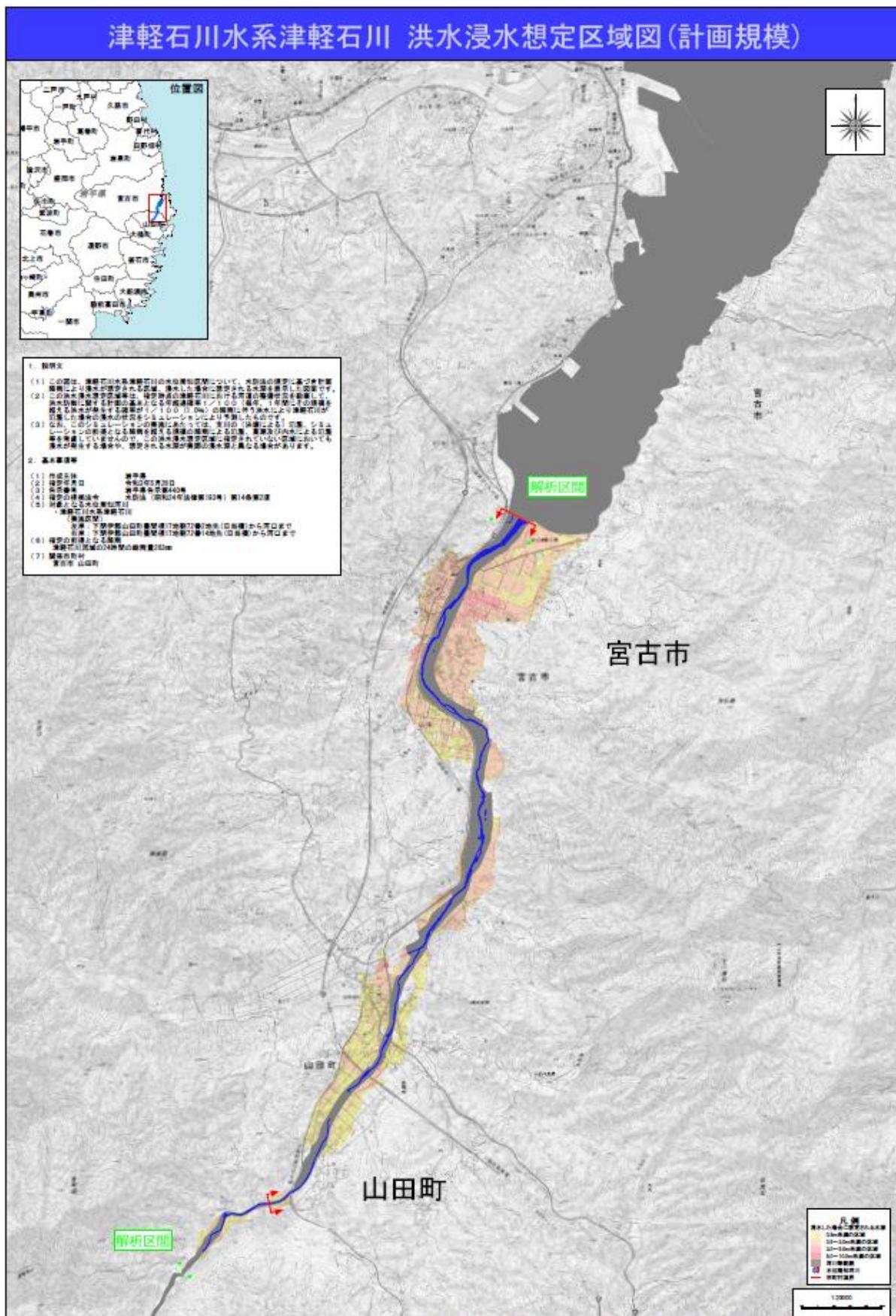
(令和3年度岩手県水防計画より)

重 要 水 防 箇 所								
河川名	左右 岸別	管理 区分	評価種別	重 要 度	延長 (m)	重要水防箇所	担当分団	対策水防工法
津軽石川	右	県	法崩れ ・すべり	B	1,000	繫	12	シート張工
〃	右	県	法崩れ ・すべり	B	500	島田	11、12	シート張工
〃	左	県	法崩れ ・すべり	B	2,600	豊間根	11	シート張工
〃	右	県	法崩れ ・すべり	B	2,300	〃	11	シート張工
織笠川	左	県	水衝洗掘	B	600	織笠	4	木流し工
〃	左	県	堤防断面	B	2,200	織笠	4	シート張工
〃	右	県	堤防断面	B	2,200	織笠	4	シート張工
馬指野川	左	県	堤防高無提	A	1,500	馬指野	5	
関口川	左	県	水衝洗掘	B	700	柳沢	6、7、8	木流し工
〃	右	県	水衝洗掘	B	700	柳沢	6、7、8	木流し工
〃	右	県	堤防高無提	A	700	関谷	6、7、8、9	
〃	右	県	堤防断面	B	150	関谷	9	シート張工
〃	左	県	堤防高無提	A	1,370	関谷	9	
〃	左	県	法崩れ ・すべり	B	280	関谷	9	シート張工
〃	左	県	堤防高無提	A	1,680	関谷	9	
荒川川	左	県	法崩れ ・すべり	B	1,000	白山	12	シート張工
〃	右	県	法崩れ ・すべり	A	500	豊間根	12	シート張工
〃	左	県	堤防高無提	A	370	下野	12	
〃	左	県	法崩れ ・すべり	B	330	下野	13	シート張工
〃	左	県	堤防高無提	A	1,300	下野	13	

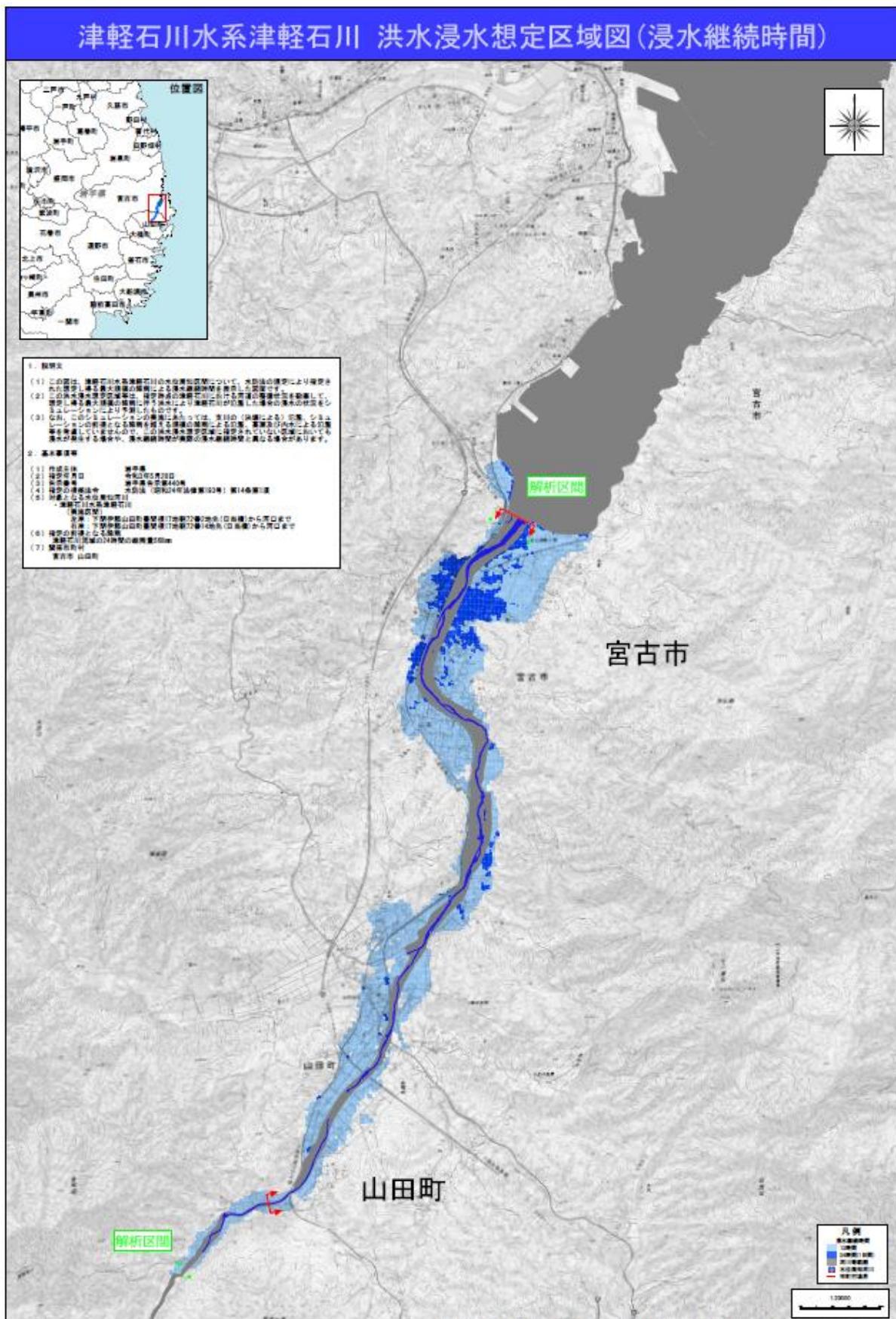
## 津軽石川浸水想定区域図（想定最大規模）



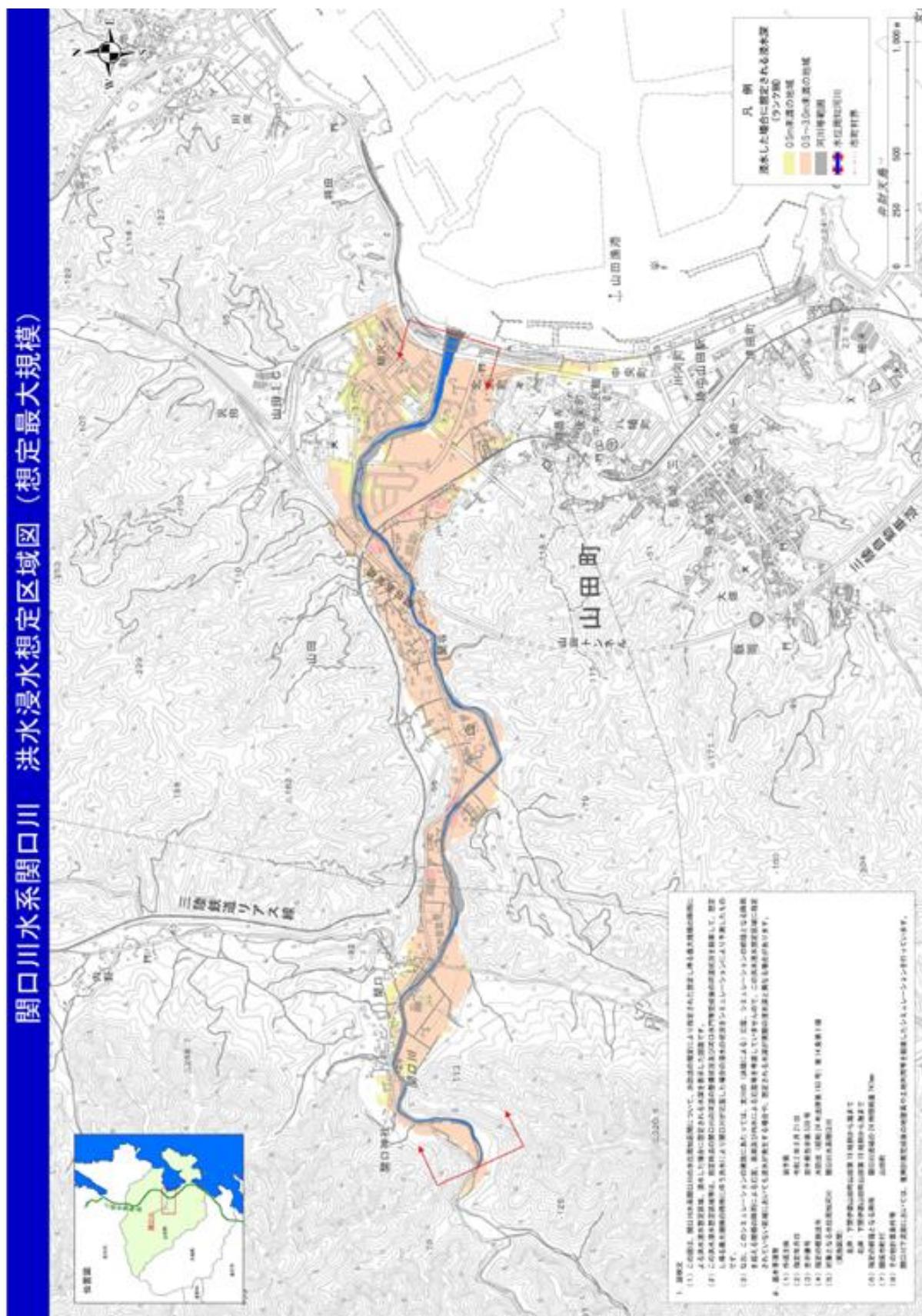
## 津軽石川浸水想定区域図（計画規模）



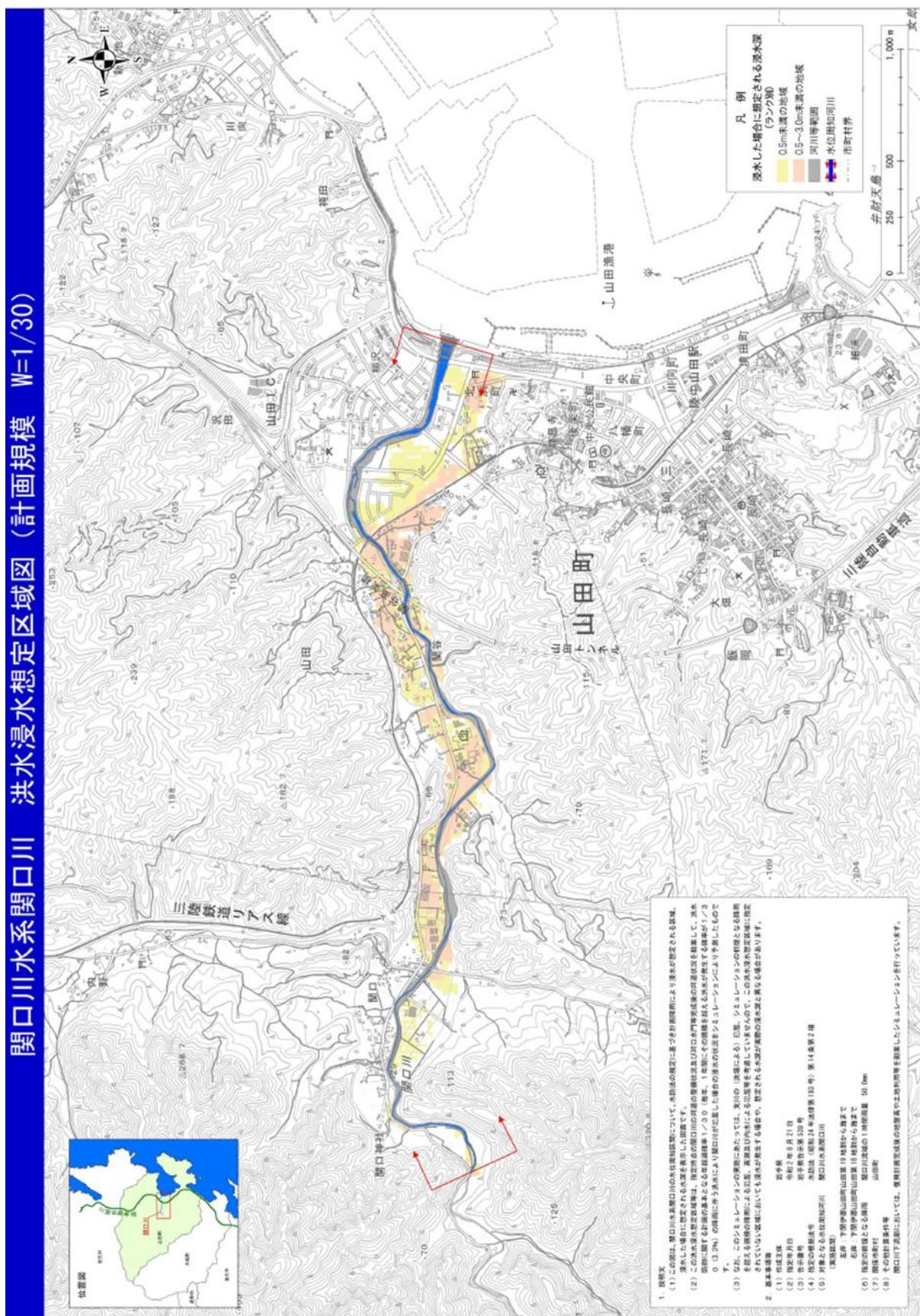
津軽石川浸水想定区域図（浸水継続時間）



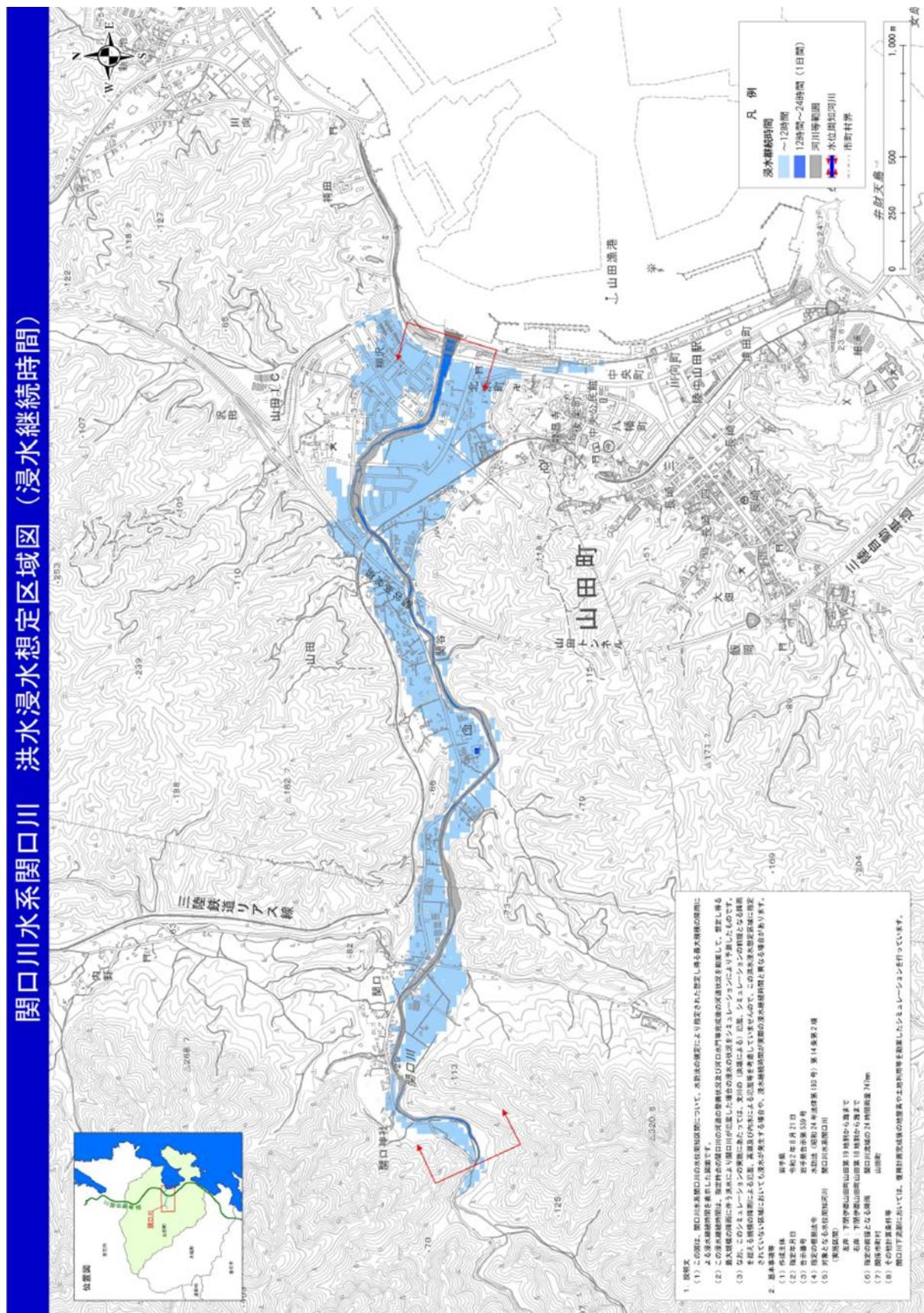
## 関口川浸水想定区域図（想定最大規模）



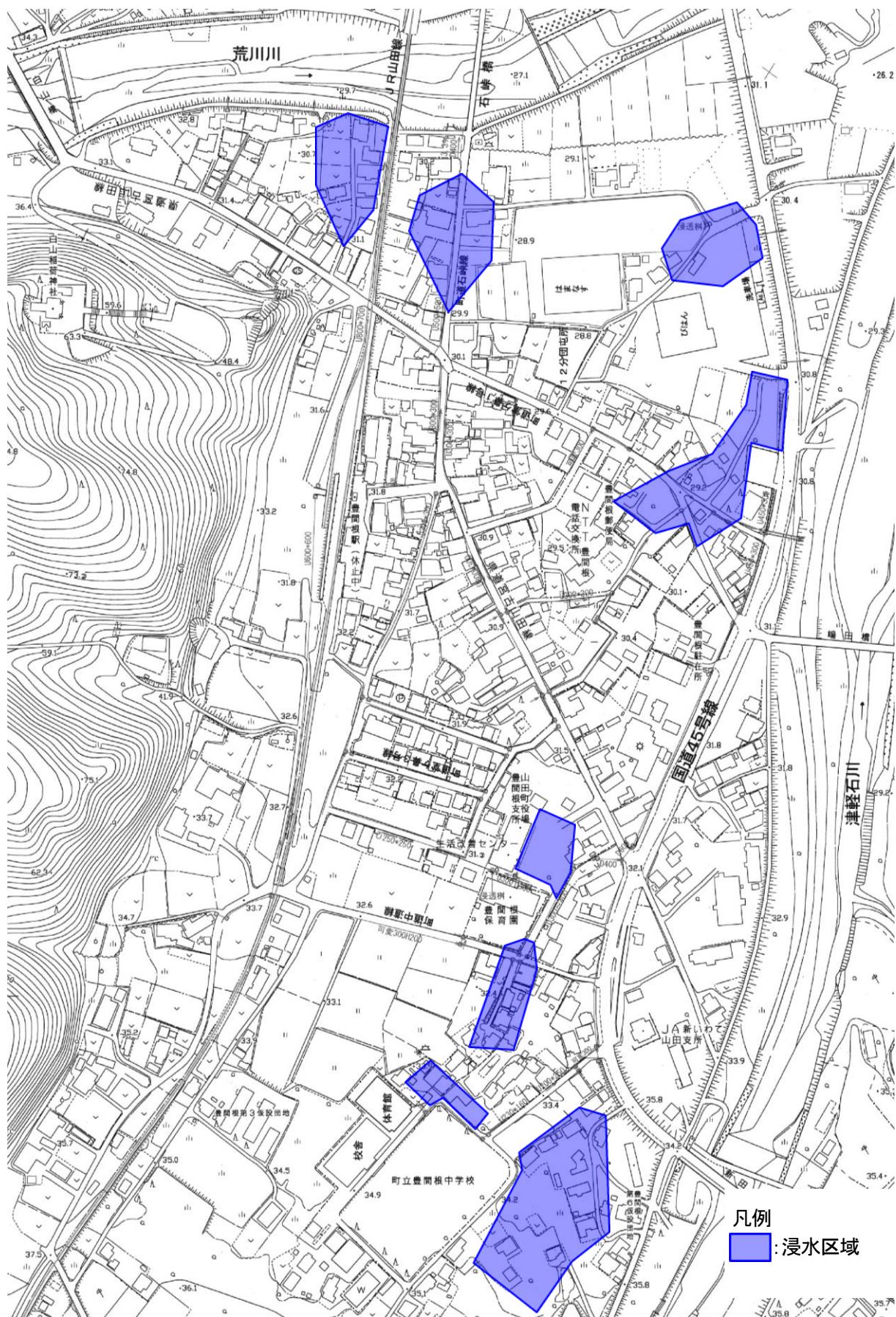
## 関口川浸水想定区域図（計画規模）



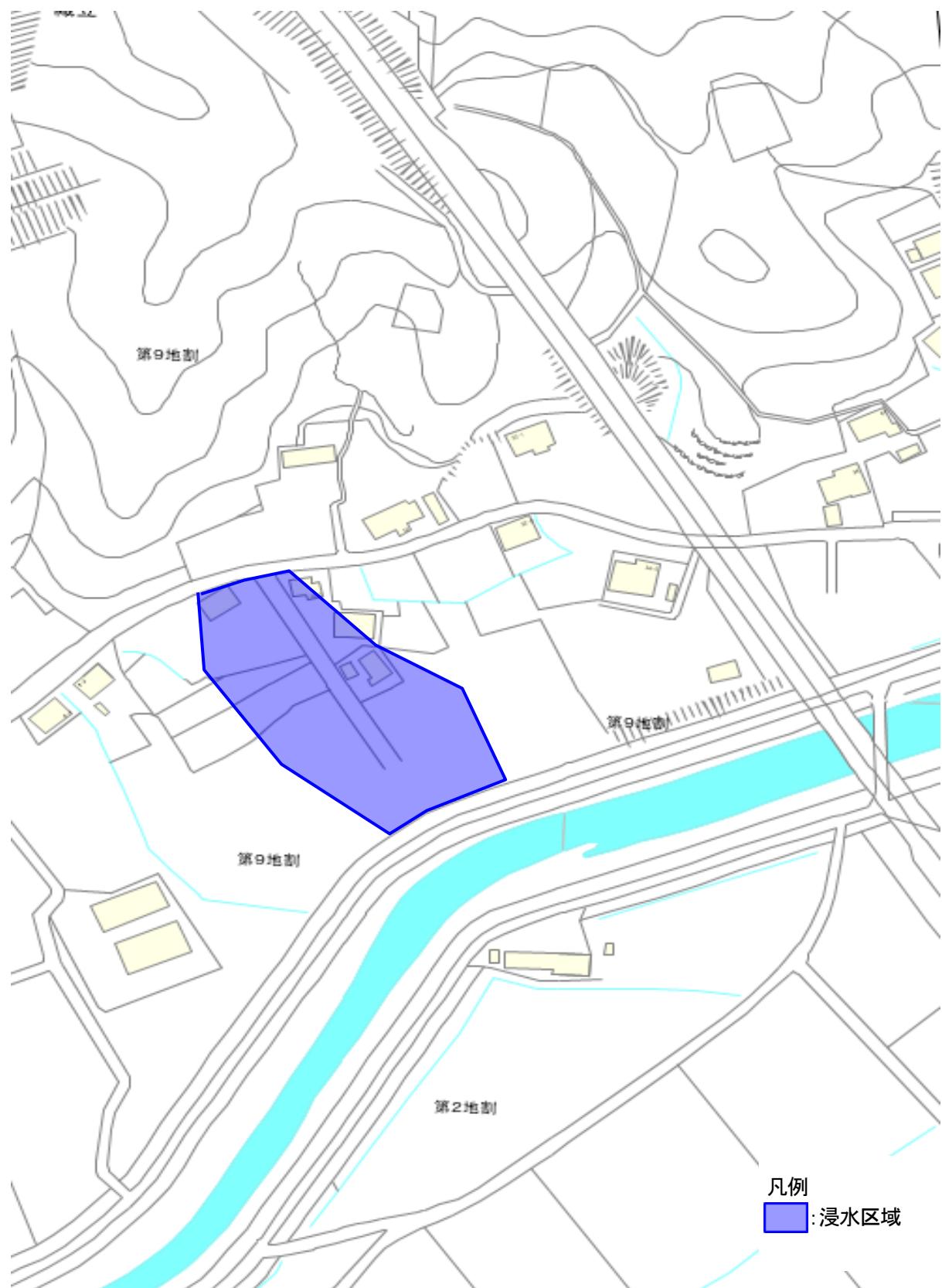
## 関口川浸水想定区域図（浸水継続時間）



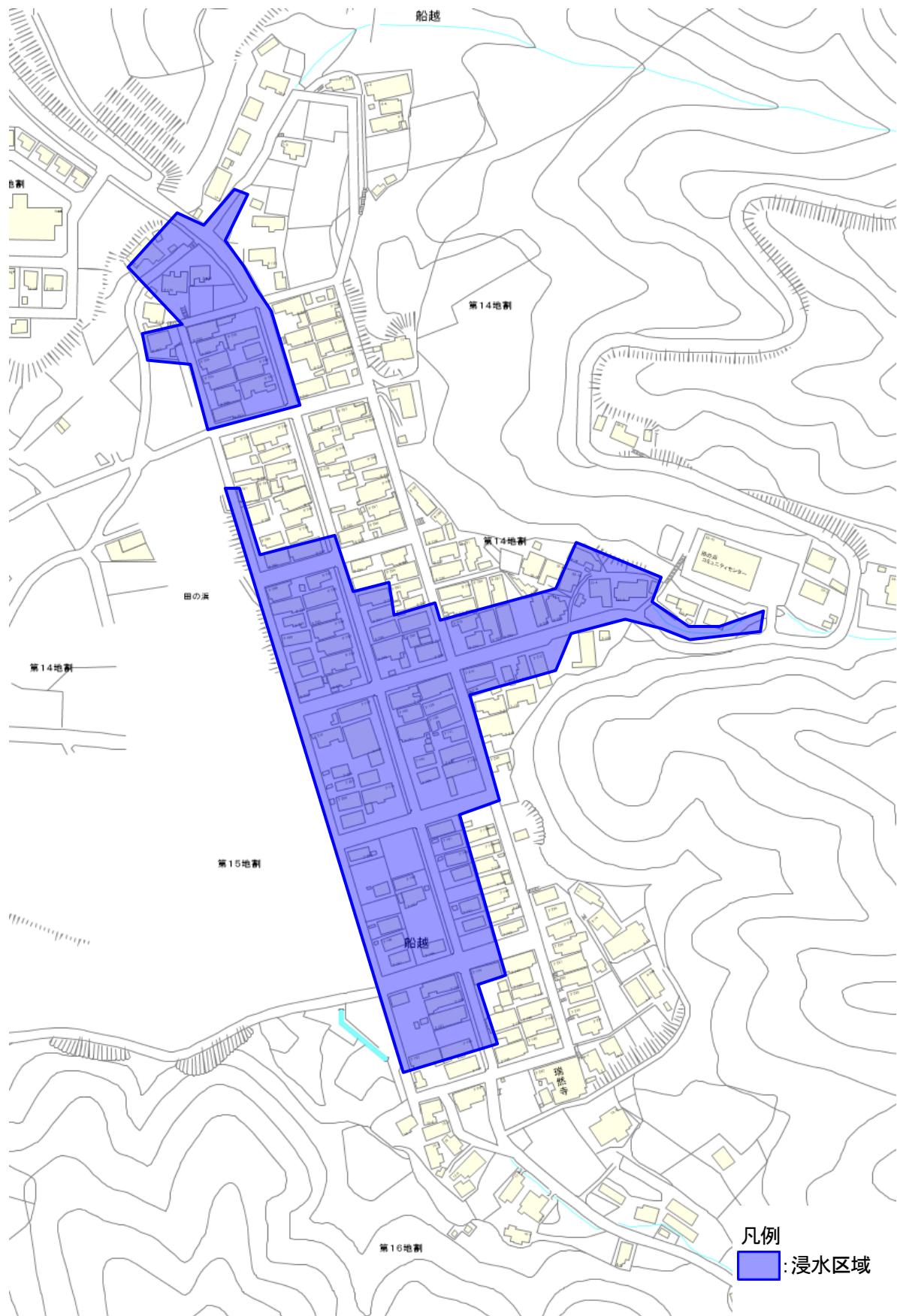
## 雨水出水浸水区域図（豊間根地区）



雨水出水浸水区域図（織笠地区）



雨水出水浸水区域図（田の浜地区）



## 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

No.	事業者名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム 平安荘	山田町山田 16-9-10	82-3611
2	ホームとよまね2号館	山田町豊間根 2-111-3	86-3620
3	障がい者支援施設 望みの園はまなす	山田町豊間根 2-62	86-3101
4	豊間根保育園	山田町豊間根 3-177-10	86-2745
5	豊間根地区 放課後児童クラブ	山田町豊間根 3-175-11	86-3735
6	留璃歯科医院	山田町豊間根 2-105-1	86-3718
7	やまだ共生作業所	山田町山田 16-9-10	82-0456

## 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

No.	事業者名	所在地	電話番号
1	(社)大沢愛育会 大沢保育園	山田町大沢 8-19-2	82-2716
2	(社)三心会 山田町第一保育所	山田町後楽町 4-5	82-3137
3	(社)光明福祉会 山田第二保育所	山田町八幡町 7-1	82-9306
4	(学)光明学園 山田幼稚園	山田町八幡町 12-21	82-3360
5	(社)三心会 織笠保育園	山田町織笠 11-30	82-3219